令和４年第１回養老町定例会会議録

令和４年第１回養老町議会の定例会を養老町議会議事堂に招集されたので会議を開いた。

その次第は次のとおりである。

○議事日程（令和４年３月４日第１日）

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　会期の決定

日程第３　諸般の報告

日程第４　令和４年度町長施政方針の説明

日程第５　報告第１号　専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する訴えの提起）

日程第６　報告第２号　専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する訴えの提起）

日程第７　報告第３号　専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する訴えの提起）

日程第８　報告第４号　専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する訴えの提起）

日程第９　承認第１号　専決処分の承認について（令和３年度養老町一般会計補正予算（第８号））

日程第10　議案第１号　養老町農地中間管理機構関連土地改良事業に係る特別徴収金に関する条例の制定について

日程第11　議案第２号　養老町テレワーク施設設置及び管理に関する条例の制定について

日程第12　議案第３号　養老町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

日程第13　議案第４号　養老町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第14　議案第５号　養老町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

日程第15　議案第６号　養老町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第16　議案第７号　養老町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第17　議案第８号　養老町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第18　議案第９号　養老町手数料条例の一部を改正する条例について
日程第19　議案第10号　養老町体育施設条例の一部を改正する条例について
日程第20　議案第11号　養老町教育集会所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
日程第21　議案第12号　養老町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
日程第22　議案第13号　養老町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第23　議案第14号　養老町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
日程第24　議案第15号　養老町国際学習会館設置及び管理に関する条例の廃止について
日程第25　同意第１号　人権擁護委員候補者の推薦について
日程第26　同意第２号　人権擁護委員候補者の推薦について
日程第27　議案第16号　令和３年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れの変更について
日程第28　議案第17号　令和３年度養老町一般会計補正予算（第９号）
日程第29　議案第18号　令和３年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）
日程第30　議案第19号　令和３年度養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第３号）
日程第31　議案第20号　令和３年度養老町上水道事業会計補正予算（第１号）
日程第32　議案第21号　令和３年度養老町介護サービス事業特別会計補正予算（第２号）
日程第33　議案第22号　令和３年度養老町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
日程第34　議案第23号　令和４年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れについて
日程第35　議案第24号　令和４年度養老町農業集落排水事業特別会計の繰入れについて
日程第36　議案第25号　令和４年度養老町一般会計予算
日程第37　議案第26号　令和４年度養老町国民健康保険特別会計予算
日程第38　議案第27号　令和４年度養老町簡易水道特別会計予算
日程第39　議案第28号　令和４年度養老町立食肉事業センター特別会計予算
日程第40　議案第29号　令和４年度養老町住宅新築資金等貸付特別会計予算
日程第41　議案第30号　令和４年度養老町上水道事業会計予算
日程第42　議案第31号　令和４年度養老町公共下水道事業会計予算
日程第43　議案第32号　令和４年度養老町農業集落排水事業特別会計予算
日程第44　議案第33号　令和４年度養老町介護保険事業特別会計予算
日程第45　議案第34号　令和４年度養老町介護サービス事業特別会計予算

日程第46　議案第35号　令和４年度養老町後期高齢者医療特別会計予算

（追加日程）

日程第１　発議第１号　ロシアのウクライナ侵略に抗議する決議について

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

議長　北倉義博

○出　席　議　員

１番	西脇　康	２番	清水由美子
３番	小寺光信	４番	北倉義博
５番	岩永義仁	６番	長澤龍夫
７番	大橋三男	８番	吉田太郎
９番	早崎百合子	10番	野村永一
11番	田中敏弘	12番	松永民夫
13番	水谷久美子		

○欠　席　議　員

なし

○地方自治法第121条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長	大橋　孝	副町長	川地憲元
教育長	森島惠照	総務部長	川口智也
総務部総務課長	近藤晴彦	総務部企画財政課長	尾前眞理
総務部税務課長	問山　剛	住民福祉部長	大倉　修
住民福祉部住民環境課長	小里克昌	住民福祉部健康福祉課長	近藤真由美
住民福祉部子ども課長	若山実穂	産業建設部長	松岡弘泰
特命事項推進監兼産業建設部建設課長	藤田勝彦	副特命事項推進監兼産業建設部水道課長	高木善太郎
産業建設部産業観光課長	竹中　修	会計管理者兼会計課長	高橋正人
教育委員会事務局長	中島恵美	教育委員会教育総務課長	飯田泰代
教育委員会生涯学習課長	西脇直樹	消防長	廣澤幸雄

消防次長兼 予防課長	坂口　貴	消防次長兼 消防総務課長	大倉　巧

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議会事務局長	中島和哉	議会事務局書記	稲川諭実彦

（開会時間　午前９時30分）

○議長（北倉義博君）　おはようございます。

令和４年第１回養老町議会定例会を開会するに当たり、議員並びに執行部各位には、何かと御多用のところ御出席を賜りありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員の御起立をお願いいたします。

傍聴席の皆様も、御一緒にお願いいたします。

――「町民憲章」朗唱――

○議長（北倉義博君）　ありがとうございました。御着席ください。

本日の会議は全員出席であります。

なお、執行においては、提出議案の審議に当たり、坂口予防課長が出席しております。

ここで、報道機関に限り、今定例会開会中、傍聴席より議場内の会議の状況について、取材のための写真撮影を許可いたしました。また、インターネットライブ中継及び録画放送のため、議場内のビデオ撮影を行います。

ただいまから令和４年第１回養老町議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

○議長（北倉義博君）　日程第１、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第127条の規定によって、１番　西脇康君、２番　清水由美子君を指名いたします。

○議長（北倉義博君）　次に、日程第２、会期の決定を議題といたします。

ここで、２月28日、議会運営委員会が開催され、本定例会の運営等について審査されました。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長　野村永一君。

○議会運営委員長（野村永一君）　議会運営委員会の報告をいたします。

去る２月28日午前９時30分より、委員及び正・副議長並びに執行部の出席の下に、また本日３月４日午前９時より委員及び正・副議長の出席の下に開会いたしました。

２月28日の協議事項は、第１回養老町議会定例会の日程等についてであります。

会期は、３月４日金曜から３月18日金曜までの15日間で、本会議開会時間は午前９時30分と決定いたしました。

議事日程につきましては、１．開会宣言、２．会議録署名議員の指名、３．会期の決定、４．諸般の報告、５．令和４年度町長施政方針の説明、６．議案の提案説明及び委員会付託、７．町政一般に関する質問、８．議案の審議、この順序で議会運営を行うことに決定いたしました。

なお、今定例会においてもユーチューブにおけるライブ配信、録画配信を行いますの

で、よろしくお願いいたします。

また、12月定例会と同様に新型コロナウイルス感染症対策として傍聴者も含めて議場内ではマスクを着用することとし、説明、質問、答弁についても、大橋町長と一般質問と委員長報告を除いては自席で行いますので、よろしくお願いいたします。

次に、一般質問につきましては、議会２日目の３月17日木曜に行うこととし、議員１人当たりの質問、答弁の時間を60分以内とし、発言順序はくじ引により決定した順と決定いたしました。

次に、審議する議案等につきましては、専決処分の報告４件、専決処分の承認１件、条例の制定・一部改正・廃止15件、人事案件２件、令和３年度特別会計の繰入れの変更１件、令和３年度一般会計、特別会計等補正予算６件、令和４年度特別会計の繰入れ２件、令和４年度一般会計、特別会計等予算11件、以上、計42件であります。

次に、審議方法につきましては、議事日程の日程第５、専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する訴えの提起）から日程第８、専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する訴えの提起）までの４件は、地方自治法第180条第２項の規定による議会への報告でありますので、報告のみを受けること。

日程第９、専決処分の承認について（令和３年度養老町一般会計補正予算（第８号））については、議会初日に上程し、提案理由の説明を受け、質疑・討論を行い採決を行うこと。

日程第10、養老町農地中間管理機構関連土地改良事業に係る特別徴収金に関する条例の制定についてから日程第24、養老町国際学習会館設置及び管理に関する条例の廃止についての15議案については、議会初日に逐条上程し、提案理由の説明を受け、総括質疑後、熟議を図るため、それぞれ所管の総務民生委員会及び産業建設委員会にその審査を付託し、議会最終日に委員長報告を受けて、各委員長への質疑後、討論を経て採決を行うこと。

日程第25、人権擁護委員候補者の推薦についてと日程第26、人権擁護委員候補者の推薦についての２議案については、人事案件につき、議会初日に一括上程し、提案理由の説明を受け、質疑を行い、討論を省略することとし、採決を行うこと。

日程第27、令和３年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れの変更についてから日程第46、令和４年度養老町後期高齢者医療特別会計予算までの計20議案については、補正予算に関する日程第27から日程第33までの７議案について、議会初日に逐条上程、新年度予算に関する日程第34から日程第46までの13議案については、議会初日に一括上程し、それぞれ提案理由の説明を受け、総括質疑後、熟議を図るために予算特別委員会にその審査を付託し、議会最終日に委員長報告を受けて、委員長への質疑後、討論を経て、採決を行うこと。

付託先の各委員会の日程については、日程第12、養老町個人情報保護条例の一部を改

正する条例についてから日程第24、養老町国際学習会館設置及び管理に関する条例の廃止についてまでの計13議案の審査の付託先である総務民生委員会は、３月７日月曜の午前９時30分から開催するよう総務民生委員長へ要請すること。

日程第10、養老町農地中間管理機構関連土地改良事業に係る特別徴収金に関する条例の制定についてと日程第11、養老町テレワーク施設設置及び管理に関する条例の制定についての計２議案の審査の付託先である産業建設委員会は、３月７日月曜の午後１時30分から開催するよう産業建設委員長へ要請すること。

日程第27、令和３年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れの変更についてから日程第46、令和４年度養老町後期高齢者医療特別会計予算までの計20議案の審査の付託先である予算特別委員会は、３月９日水曜から11日金曜までの３日間とし、それぞれ午前９時30分から開催するよう予算特別委員長へ要請すること。

以上のとおり決定いたしました。

このほか、議員定数検討特別委員会の設置について発案書が提出されております。これに伴い、議員定数検討特別委員会の設置についてを議会最終日に上程し、議員の発案であるため、代表議員による趣旨説明を行い、質疑・討論を経て採決を行うことに決定いたしました。

また、議員定数検討特別委員会委員の選任については、議会最終日の委員会設置の議決後に上程することとし、養老町議会委員会条例第７条第４項の規定により、議長を除く12名全員を委員に選出し、議場において議長が指名することに決定いたしました。

また、正・副委員長の互選は、委員選任の議決後の休憩中に委員会を開催して選出することとし、委員長は議会再開後、挨拶をすることに決定いたしました。

次に、３月４日の協議事項は、ロシアのウクライナ侵略に抗議する決議についての日程等についてであります。

議事日程につきましては、議会初日の日程の最後に追加上程することに決定いたしました。

次に、当議案の審議方法につきましては、議員全員からの発議ですので、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、採決を行うことに決定いたしました。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（北倉義博君）　議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りします。

ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日３月４日から３月18日までの15日間にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君）　異議なしと認めます。

よって、会期は本日３月４日から３月18日までの15日間と決定いたしました。

○議長（北倉義博君）　次に、日程第３、諸般の報告を行います。

本日の日程については、お手元に配付してあるとおりであります。

また、監査委員から地方自治法第235条の２第３項の規定により、令和３年度11月分から１月分までの現金出納検査結果報告書が、また同法199条第９項の規定により、令和３年度事業監査結果報告書が議長に提出されています。

これで諸般の報告を終わります。

○議長（北倉義博君）　次に、日程第４、令和４年度町長施政方針の説明を議題とします。

ここで町長の挨拶をいただき、引き続き町長施政方針の説明を求めます。

町長　大橋孝君。

○町長（大橋　孝君）　改めまして、皆さんおはようございます。

今年に入り、例年にない降雪があり、町民の皆様にも大きな影響がございました。３月に入り、日増しに暖かくなり、ようやく春めいてまいりました。

そのような中、今般のロシアによるウクライナへの侵攻及び核兵器の使用を示唆した一連の行為は、国際社会の平和と秩序を脅かす行為であり、多くの貴い命が奪われるという悲惨な事態を招いております。日々報道される現状は憂慮に堪えないところがあり、一刻も早い対話と交渉による平和的解決が図られることを強く望みます。

さて、新型コロナウイルス感染症第６波は、ピークアウトの兆しを見せてきてはおりますが、県内の病床使用率等は依然として高い水準にあり、県ではあさって６日に期限を迎えるまん延防止等重点措置について、政府への期間の再延長を要請する方針でございます。町内の感染状況も、直近１週間の10万人当たりの新規陽性者数は200人を超えており、まだまだ高い水準となっております。飲食店等への営業時間の短縮要請や学校の対応など一部緩和はされますが、春休みや年度末を控え、人の移動が多くなる時期となりますので、町独自の第６波非常事態宣言を改定し、警戒態勢を維持してまいります。

町民の皆様並びに事業者の皆様には、長期間にわたる御協力、改めて感謝を申し上げるとともに、引き続き基本的な感染防止対策の徹底を重ねてお願いいたします。

それでは、令和４年度施政方針を述べさせていただきます。

本日ここに、令和４年第１回養老町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大に伴うまん延防止等重点措置実施期間であり、また年度末を控え何かと御多用にもかかわらず御参集いただきましたこと、誠にありがとうございます。

本年の最初の定例会に当たり、令和４年度予算並びに関連諸議案の御審議をお願いするに際しまして、町政運営に臨む所信の一端と主要施策の大要を申し上げたいと存じます。

初めに、令和２年１月に国内で初めて感染が確認されてから２年が経過しましたが、新型コロナウイルス感染症は今なお世界中で猛威を振るっており、亡くなられた方々の御遺族に対し、お悔やみ申し上げるとともに、療養中の皆様の一日も早い回復をお祈りいたします。

町内の感染状況は、第６波の影響により年明け以降急激に増加しております。いま一度、マスクの着用や手指衛生、密回避、不要不急の移動自粛など、感染防止対策の徹底をお願いいたします。一方で、３回目のワクチン接種は順調に進捗しており、意識が高く冷静な本町の町民性を示す結果となっております。引き続き養老町区長連絡協議会及び養老郡医師会などとの協力体制を維持し、自宅療養者への支援を含めた様々な方面で県との連携を図ってまいります。

さて、町民の皆様から負託をいただいた町政３期目も最終年を迎えました。これまでの既成概念にとらわれることのない「変化への挑戦」は、新型コロナウイルスの出現により、日常生活をはじめとした様々な変容に適切に対応することを要するものとなりました。しかし、コロナ終息後を見据え、地域社会・地域経済の回復、さらには発展へスムーズに、そしてスピーディーに移行していくことは、誰もが願う新たな挑戦であるともいえます。コロナ禍における町政には、「目の前の変化に適応しつつ、その後の土台・礎を創る」そのような使命と責任を負っているものと強く感じております。

町民の皆様とともに、変化とその先の未来への挑戦に最後まで全力を尽くしてまいります。

町政の運営方針でございます。

本年度からスタートいたしました養老町まちづくりビジョンでは、施策の大綱として「魅力あふれる地域づくり」「未来を担う人づくり」「安心・安全な生活基盤づくり」「活力あふれる基盤づくり」「行政経営機能の強化」を掲げております。

特に、住民参画・地域資源の活用・持続可能なまちづくりを推進するため、大綱の主要な項目でもある関係人口の創出、子育て・教育環境の充実を図る施策と新食肉基幹市場建設事業を基本方針と位置づけ、他の様々な分野と連携し、複合的に展開することで相乗効果を生み出し、まちの将来像「人があつまり　楽しく生きがいのあるまち」の実現を目指してまいります。

また、少子高齢化による人口減少社会においては、地域協働によるまちづくりの理念は欠かすことのできない重要な要素となります。本年１月に、町内で４地区目となる地域自治町民会議が設立されました。地域課題の解決に向けた取組や地域住民相互の連携を深化させる事業等に対しては、町といたしましても丁寧に対応し、積極的に支援してまいります。

令和４年度の予算編成についてでございます。

本町の財政状況につきましては、令和２年度の経常収支比率は１ポイント改善したも

のの86.6％であり、依然として高い水準にありますが、健全化判断比率においては、実質公債費比率は0.1ポイント改善し、将来負担比率についても18ポイント改善をいたしました。地方債の現在高については、新年度末には減少する見込みでありますが、平成19年度以降増加し続けた現在高は本年度末に約130億円となり、引き続き厳しい状況が続いております。

新年度の予算規模については、一般会計が前年度比0.7％増の112億9,900万円、国民健康保険特別会計など８つの特別会計及び２つの企業会計は合わせて前年度比1.4％減の82億4,560万円で、総額は前年度比0.2％減の195億4,460万円となりました。

一般会計予算の歳入面では、町税は、前年度比5.1％増の33億2,397万円を計上いたしました。地方交付税については、前年度比4.6％増の25億2,710万円を見積もりました。また、町債については、地方財源の不足に対処するための臨時財政対策債に前年度比66.7％減の２億1,810万円を見込み、道路整備事業としての地方道路等整備事業債に１億240万円、私立保育園の建設事業補助金として児童福祉施設整備事業債に3,030万円など、総額で４億7,130万円を計上いたしました。

それでは、主要施策でございます。

それでは、予算の大要について、まちづくりビジョンに掲げる施策の大綱に沿って御説明申し上げます。

１．魅力あふれる地域づくりについてでございます。

これまで以上に、交流人口、関係人口の獲得に向けた取組を強化してまいります。本町への興味・関心、関わりを持った人との関係を維持・発展させ、いつまでも結びつき続けていただけるような事業を展開してまいります。

歴史文化事業では、本年度の千人塚１号古墳の発掘調査における成果報告書を作成し、学術的な評価を定め、町史跡への指定や整備を目指すとともに、町重要文化財の保護と活用を図ります。

また、関ケ原町との連携事業である西美濃古代皇族の歩み探訪事業では、西濃地区に広く残された古代皇族に係る文化遺産の調査・整理を行い、３か年事業の成果を取りまとめてまいります。

地域循環共生圏では、カーボンニュートラルの持続可能な地域づくりを目指しつつ、一般廃棄物の適正な処理と分別収集の徹底を図り、ごみの減量化と有用な資源の再資源化を推進いたします。

さらには、岐阜県をはじめ関係機関と連携・協力し、不法投棄や野焼きの監視などの環境パトロール活動の継続と生活環境の維持・環境美化に取り組んでまいります。

２番、未来を担う人づくりについてでございます。

養老町教育大綱に基づき、「ひとりひとりが輝く教育」の基本理念の下、「人権教育を基盤に、たくましく未来に向かう力（意欲や態度）を培う教育の推進」を目指し、質

の高い教育を進めてまいります。

学校教育では、学校給食施設の拠点校方式を導入いたします。本町は学校給食の自校方式を採用しておりますが、各校の給食施設の老朽化や必要な調理員数の確保の問題に加え、食材購入コストの増加に伴い、同方式を継続していくことが困難な状況にあります。自校方式のよさを残しつつ、拠点校で調理した給食を他の学校へ配送を行うことにより、学校給食施設の集約化と学校給食の安全・安心・安定の供給を図ってまいります。

新年度は養老小学校、広幡小学校及び上多度小学校３校の給食施設を集約化するために必要な厨房の整備を行い、養老小学校を拠点として広幡小学校と上多度小学校へ給食を配送いたします。他の学校の集約化につきましても、児童・生徒数や立地条件、施設条件などを踏まえた十分な検証を行い、拠点校方式を拡充してまいります。

また、ＧＩＧＡスクール構想のさらなる推進に向け、タブレット端末にＡＩ型ドリルを導入し、個別最適化された学習ができるよう、充実した学習環境を整えてまいります。

さらには、コミュニティスクールの取組の充実を図るとともに、各学校の特色ある教育を発表する「（仮称）養老町教育フォーラム」を開催し、養老の人や自然、文化との触れ合いをより一層推進し、ふるさと養老への誇りと愛着を育んでまいります。

一方で、老朽化が進む学校施設については、プール施設の改修や屋内運動場の照明改修工事などの整備事業を計画的に実施いたします。

生涯学習では、地域の生涯学習活動や文化活動の活性化を図るため、地区公民館を中心とした町民の自主的・自発的な学習活動の推進に努めます。

生涯スポーツでは、「１町民１スポーツのまち・養老」を目指して、町民の体力向上や健康増進に努めるとともに、コロナ禍の中、多くの人が集まらなくてもスポーツを楽しむことができるよう、アプリケーションを活用するなど、取組を工夫してまいります。

また、中学校部活動については、地域連携部活動を推進し、スポーツ少年団や各種団体の協力を得ながら、生徒が適切な指導を受けられるよう連携を図ってまいります。

幼児教育では、生涯にわたる学習意欲や学習態度の基礎となる好奇心や探求心を培うため、コロナ禍においても、こども園・保育園と小学校との交流が可能となるよう工夫し、小学校教育への円滑な接続を図ります。

青少年育成では、地域未来塾推進事業として、家庭での学習が困難な児童・生徒のほか、経済的な事情等にかかわらず自主的に学ぶ機会を確保するため参加対象を拡大し、児童・生徒の学力向上や自主学習への意欲向上を目指し、学習支援を充実いたします。さらには、不登校傾向にある児童・生徒の学びの保障のため、オンラインによる個別指導を行ってまいります。

人権では、新型コロナウイルス感染症に伴う感染者や医療従事者へのいわれなき偏見や差別、コロナワクチン未接種者への同調圧力など、人権問題は多様化しております。このような新たな差別やハラスメントに対しても、目を背けることなく、ＳＤＧｓの理

念の普及促進などを通じて、一人一人が人権を尊重することの重要性を正しく理解し、他者の人権にも十分配慮した行動を取ることができるよう、講演会の開催などの啓発活動に取り組んでまいります。

また、新年度からスタートいたします養老町第３次男女共同参画プランに基づき、性別にかかわらず、社会・地域などあらゆる場で能力が発揮できる社会の実現を目指し、子育て世帯や共働き世帯に向けたオンラインセミナーを開催いたします。

３番、安心・安全な生活基盤づくりについてでございます。

健康では、妊婦及び生後６か月から15歳以下の子供のインフルエンザ予防接種費用助成制度を創設し、重症化リスクの高い妊婦及び小児の感染予防と経済的負担の軽減を図ります。

また、産後ケアを必要とする産婦及び乳児に対しては、助産師が自宅を訪問し、心身のケア等を行うことで、産後も安心して子育てができるよう産後ケア事業を実施し、妊娠期から子育て期にわたり切れ目ない支援の充実を図ってまいります。

さらには、３歳児健康診査の眼科検査において、視覚等の異常の早期発見のため、新年度より屈折検査機器を用いたスクリーニング検査を導入し、子供たちの将来の視力確保につなげます。

国民健康保険については、町民の健康を維持・増進し、予防事業及び医療費の適正化を図ってまいります。特にコロナ禍における生活様式の変化は、生活習慣病と密接に関係していると言われていることから、まずは特定健診等の受診により病気の早期発見・早期治療につながるよう、未受診者への受診勧奨を実施するとともに、医療機関への適正受診や後発医薬品の利用推進により医療費の抑制を図り、今後も安定した国保運営に努めてまいります。

地域福祉では、地域の問題の早期発見や連絡を行う福祉推進員の設置により、福祉関係機関等との連携や地域における助け合いなど地域福祉を充実させ、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進いたします。

子育て支援では、子育て支援環境の充実を図るため、私立保育園の受入れ定員を拡充できるよう、新園舎の整備を支援してまいります。

また、現在、町内では地域子育て支援センターを１か所開設しておりますが、新年度開園予定の私立小規模保育施設においても子育て支援センターを併設し、未就園児に対する子育て支援の拡充を図ります。

さらに、子ども家庭総合支援拠点を設置し、子供の健やかな成長をサポートする場として、18歳までの全ての子供と、その家庭などを対象に様々な相談に応じ、関係機関との連携を図りながら、実情に即した適切な支援につなげてまいります。

高齢者福祉では、認知症に加え、虚弱状態であるフレイルの予防を取り入れ、地域での通いの場などへの高齢者の社会参加を促し、健康な生活を送ることで介護予防を推進

してまいります。

障害者福祉では、障害者総合支援法及び障害者基本法に基づく第４次障害者プランを策定するに当たり、計画策定に向けた意識調査を実施し、関係者の意見を踏まえ、策定の準備を進めてまいります。

交通安全では、依然として深刻な社会問題となっている高齢運転者による交通事故を未然に防ぐとともに、子供たちの自転車利用の安全意識を高めるため、高齢者交通安全大学校や小学生の自転車免許講習会等を通じた啓発活動のほか、通学路などの危険箇所への安全対策を継続して実施いたします。

消費生活では、町民の消費生活の安定と向上を図るため、多様化し、コロナ禍を悪用した詐欺行為も見受けられる中、町民の財産を守るための周知・広報活動や消費生活相談窓口を継続して開設いたします。

防災では、異常気象による風水害及び南海トラフ地震をはじめとした巨大地震から町民の生命と財産を守るため、備蓄資材の充実や、防災行政無線やＳＮＳ等を活用した的確かつ迅速な情報発信に取り組んでまいります。

さらに、地域からの届出により、集会所やお寺、社務所などを避難所として認定する「届出避難所制度」を新たに創設いたします。ふだんから利用する身近な施設に避難が可能となることから、これまで以上に速やかな避難行動を促してまいります。

また、全国的に多発する大規模災害にあっても、機能不全に陥らず被害を可能な限り最小化し、迅速に回復することができるよう、養老町国土強靭化地域計画に基づくアクションプランを推進いたします。

水災に際して水防活動の円滑な遂行を図るため、大巻地内に完成する水防拠点を活用し、水防訓練を実施いたします。

加えて、養老町消防本部南部分署に配備している高規格救急自動車を更新するとともに、消防救急デジタル無線設備の機器更新も行い、住民からの119番通報に対する迅速・的確な初動態勢と通信の安定性を確保してまいります。

消防団においては、災害出動報酬の創設及び報酬単価の引上げによる団員の処遇改善を行い、消防組織全体の体制を強化いたします。

４番、活力あふれる基盤づくりについてでございます。

公共交通では、養老線交通圏地域公共交通網形成計画及び養老町地域公共交通網形成計画に基づき、養老線の維持及び利用促進事業による交通結節点機能の充実を図るとともに、オンデマンドバスの運行方式の見直しなど、今後さらに進展する人口減少に伴う社会経済情勢の変化に配慮した安全・安心な公共交通環境の確保に向けた取組を推進いたします。

道路網では、令和８年度の全線開通見込みが公表された東海環状自動車道や（仮称）橋爪大橋など、本町の根幹をなす道路網の整備促進を引き続き国・県へ強く要望すると

ともに、町道路施設の適正な維持管理に重点を置き、安全で快適な通行空間の確保を図りたいと存じます。

市街地、集落環境では、増え続ける空き家への対策として、空家・空き地バンクへの登録の推進及び空き家の適切な管理の啓発などをより強化してまいります。

また、養老町耐震改修促進計画に基づき、建築物の耐震診断及び耐震補強工事、通学路における危険なブロック塀の撤去等への補助を継続するとともに、改良住宅の適切な管理に向け、引き続き法的措置を含む対応や希望者への譲渡を行ってまいります。

上水道事業では、安全な飲料水を普遍的かつ公平に供給するべく、今後10年間の上水道事業の計画となる新水道ビジョンを策定いたします。また、災害対策として第１ポンプ場の非常用発電機燃料タンクを増設いたします。

下水道事業では、未処理排水の削減により水質を改善するため、公共下水道の接続啓発の強化、高度処理型合併浄化槽の普及促進に努めます。

農業振興では、少子高齢化や人口減少による担い手の減少を改善するため、より効率的かつ効果的な農業の実施のため、農地の集積化、スマート農業を推進してまいります。

あわせて、土地改良事業の効率化、経営基盤の強化並びに優良農地の保全を図るため、土地改良区の統廃合を推進し、中間管理機構と協力しながら圃場の大区画化を進めるとともに、農業排水施設の健全化を図るため、養老町農業基盤総合整備構想に基づき県単県営事業を主に継続実施いたします。

また、新食肉基幹市場建設事業では、本町を代表する産業である食肉産業を全国に発信するとともに、本町の魅力と地域経済を大きく飛躍させる事業であることから、戦略的推進が求められますので、引き続き岐阜県食肉基幹市場促進協議会と連携を図りながら協議を進めてまいります。

商工振興では、企業立地の支援を引き続き行うこととし、工場等設置奨励金制度により、本町への企業進出を促してまいります。

さらには、本町の経済を支える中小企業の持続的経営を支援していくため、商工会との連携を今まで以上に密に行い、地元企業の育成支援、若者・有能なものづくり人材の確保、流出防止を図りたいと存じます。

また、地域消費活性デジタル化事業において、「養老Ｐａｙ」の地域通貨機能の構築を進め、付加価値として実装する見守り機能を広めてまいります。養老Ｐａｙをプラットフォームとした商工事業者のデジタルトランスフォーメーション、関係人口の創出の取組へとつなげてまいりたいと存じます。

今年度、施設整備を行ったテレワーク施設については、新型コロナウイルス感染症の拡大により生まれた新たな人の流れを本町に呼び込み、地域経済の活性化と関係人口の創出につなげるため、様々な知見・ノウハウを持つ民間事業者を主体とした運営とし、最大限の効果を発揮してまいります。

観光振興では、養老駅観光拠点整備プロジェクトによる養老駅を拠点とした本町の魅力発信のため、駅舎観光インフォメーション施設を活用し、特産ブランド認証品の積極的なＰＲや観光滞在時間増大のための第３次交通の導入、ヘルスツーリズムの商品開発を継続いたします。これらの事業は、引き続き国の地方創生推進交付金を活用し、財源の確保を行うとともに、持続可能な取組として構築するため、関係者及び関係団体との協議を継続してまいります。

５．行政経営機能の強化でございます。

マイナンバーカードを利用することで、全国の各種証明書を取得することができるマルチコピー機を庁舎玄関ロビーに設置し、マイナンバーカードの利用促進、窓口の混雑緩和、待ち時間の短縮など、さらなる住民サービスの向上を図ってまいります。

また、窓口での諸手続の中でも、最も煩雑で多くの時間を必要とする死亡後の手続を分かりやすく示した「おくやみパンフレット」を新たに作成し、短時間でスムーズな窓口運営に努めてまいります。

自治体経営では、歳入の根幹である町税について、納税相談にも柔軟に対応しながら、現年分の納税促進に努めるとともに、滞納処分の実施、自主財源の確保を行ってまいります。

また、県への職員の派遣を継続し、実務能力の習得、向上化に加え、県との徴収連携を強化してまいります。

ふるさと納税については、本町の魅力を発信し、関係人口の創出につなげる重要なツールとして、さらなる内容の充実を図り、全国の方から応援していただける魅力ある寄附金制度としてまいります。

公共施設等の管理については、改訂する養老町公共施設等総合管理計画に基づき、人口減少に伴う現課題を共有し、教育施設を含む町有施設の統廃合など、長期的な視点に立った取組を推進いたします。

また、町民プール施設につきましては、今後の社会情勢等を踏まえ、健康・福祉施設の統合及びその他副次的な利用方法を検討してまいりたいと存じます。

以上、町政運営の所信の一端と主要施策について申し述べてまいりましたが、これら諸施策の実現に当たりましては、意思決定機関である議会や町民の皆様の御意見を伺いながら、職員と一丸となって努力してまいります。

議員各位並びに町民の皆様の御理解、御協力、そして御支援を心からお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○議長（北倉義博君）　町長施政方針の説明が終わりました。

○議長（北倉義博君）　それでは、日程第５、報告第１号　専決処分の報告について（養

老町営住宅の管理に関する訴えの提起）から日程第８、報告第４号　専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する訴えの提起）の計４件を一括上程し、議題とします。

なお、本件は、地方自治法施行令第180条第２項の規定による報告であるため、報告のみを受けたいと思います。

町長より報告を求めます。

町長　大橋孝君。

○町長（大橋　孝君）　ただいま一括上程を賜りました報告第１号から報告第４号　専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する訴えの提起）の概要を説明させていただきます。

報告第１号から報告第４号までの訴えにつきましては、町営住宅の家賃を滞納している者の中で、町から滞納家賃の支払い及び住宅の明渡しを催促したが、応じない者について、大垣簡易裁判所及び岐阜地方裁判所大垣支部へ建物明渡等請求事件として訴えを提起したものであります。

町営住宅の明渡しを求める相手方は、別紙専決処分書第１号から第４号までのとおりとなります。

以上で、報告第１号から報告第４号までの専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する訴えの提起）の説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君）　報告が終わりました。

○議長（北倉義博君）　次に、日程第９、承認第１号　専決処分の承認について（令和３年度養老町一般会計補正予算（第８号））を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長　大橋孝君。

○町長（大橋　孝君）　ただいま上程を賜りました承認第１号　専決処分の承認について（令和３年度養老町一般会計補正予算（第８号））につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ1,249万円を追加し、予算総額を130億4,012万7,000円とするもので、令和４年２月４日付で専決処分をしたものであります。

主な内容は、新型コロナウイルス感染症支援事業、除雪対策費でございます。

詳細につきましては、それぞれ担当部長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（北倉義博君）　川口総務部長、自席にて補足説明。

○総務部長（川口智也君）　それでは、私のほうから総務部関係の補足説明をさせていただきます。

歳出につきましては、総務部関係の補正はございませんので、６、７ページの歳入について説明をさせていただきます。

款19項１繰越金、１目繰越金では、財源調整として1,249万円を増額いたしました。

以上で総務部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君）　大倉住民福祉部長、自席にて補足説明。

○住民福祉部長（大倉　修君）　それでは、私のほうから住民福祉部関係の補足説明をさせていただきます。

８、９ページの歳出のみでございます。

新型コロナウイルスの感染症拡大により、岐阜県では、新型コロナウイルス感染者のうち、軽症や無症状の人の自宅療養が１月22日から始まりました。

県は自宅療養者に健康観察や食料品の配送等の支援を実施していますが、感染拡大に伴い、初動対応が難しい状況になっていることから、本町では県からの支援物資が届くまでの間、少しでも安心をお届けし、療養に専念していただけるよう、食料等支援セットを希望される方に配布することといたしました。

一刻も早く自宅療養されている方へ支援セットを配布するため、款３民生費、項１社会福祉費、１目社会福祉総務費では、新型コロナウイルス感染症事業として99万円を新たに計上いたしました。

以上で住民福祉部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君）　松岡産業建設部長、自席にて補足説明。

○産業建設部長（松岡弘泰君）　それでは、私のほうから産業建設部関係の補足説明をさせていただきます。

同じく８、９ページの歳出のみでございます。

除雪対策費の予算が12月からの大雪による除雪により枯渇し、また２月５日以降も大雪が予測されたため、款８土木費、項２道路橋梁費、２目道路橋梁維持費の除雪対策費を1,150万円増額するものでございます。

以上で産業建設部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君）　説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（北倉義博君）　12番　松永民夫君。

○１２番（松永民夫君）　ただいま説明を受けました民生費の関係で、自宅療養者の支援物資ということでしたが、これは何名ぐらいが対象になったかを教えていただきたいと思います。

○議長（北倉義博君）　川地副町長、自席にて答弁。

○副町長（川地憲元君）　失礼いたします。

松永議員の御質問ですけれども、２月４日から３月３日、昨日までですけれども、自宅療養の方225名お見えになったんですけれども、そのうち支援物資、送ったのは171人でございます。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北倉義博君）　11番　田中敏弘君。

○１１番（田中敏弘君）　４点ほどお尋ねをいたします。

新型コロナウイルス感染症支援事業の99万円に関してですが、これまで町は感染者の住所・氏名は県の発表以上の情報は持ち得ていないとしてきました。今回の支援事業に関しては、県の支援物資が届く前のサービスとして自宅療養中の世帯に届けるとのことですが、この個人情報の入手システムについて伺います。

さらに、この事業により町は全ての感染者の把握ができていると理解してよろしいか。

あわせて、先ほど松永議員の質問でありましたが、支援物資を届けた世帯数の実績は、今、町の数字は分かりましたが、県がどのように対応したかという数字が分かれば、お示ししていただきたいと思います。

それから、２点目としては、県の支援物資において、自宅療養中の世帯に全部本当に届いていないようでございます。県の対象者リストの基準はあるのか。県のリストに基づき町が届けるとしたら、本当に必要な世帯に届かない、そういう世帯もあるのではないかと、この点について伺います。

それから、３点目として、県の支援物資の内容は大変充実し、考えられた物資だと聞いておりますが、町が用意する物資の考え方を伺いたいと思います、どのように対応されたのか。

それから、最後の４点目ですが、オミクロンの驚異的な感染拡大による新たな支援と理解しておりますが、今後も状況に応じ支援していくのか、今回限りのサービスか。

この４点についてお尋ねします。

○議長（北倉義博君）　川地副町長、自席にて答弁。

○副町長（川地憲元君）　失礼いたします。

田中議員の御質問に御回答申し上げます。

４点ございました。

まず、１点目ですけれども、県が市町村と連携しまして生活支援を行うために必要となる自宅療養者等の情報を自宅療養者が発生したときに市町村に提供しております。これは県の個人情報保護の審査会に諮問され、答申済みということであるということで、いろいろと精査した上でというふうに伺っております。自宅療養を開始する際に、御本人もしくは保護者等に対して県のほうから、該当の市町村へ個人情報の提供をするといった説明がございます。自宅療養者に配布する、その間の過ごし方ですね、しおりと言

っておりますけれども、そういったものの中にも市町村への情報提供について記されております。

このようなことから、自宅療養者と自宅待機者、その情報が町のほうで提供されますので、この点につきましては把握しておるということでございます。

実績ですけれども、県のほうに伺いましたら、昨日までに170人の方に支援物資を行ったということで回答を得ております。

２点目でございます。県が自宅療養者とは、西濃の保健所長により自宅療養と判断された支援チームが健康観察等を行っている方が対象となっております。保健所にて療養先調整中等によりまして在宅している陽性の方を自宅待機者としておりますので、同じ在宅の方でも若干の違いがあるということでございます。

本町の支援は自宅療養者を対象としておりますが、県のリストにより、先にお申出、支援物資が欲しいと言われた方、陽性者の方にも支援物資を配送した例もあり、希望されておる方を対応しておるという状況でございます。

３点目でございます。県の支援物資が届くのに数日、宅配業者に委託されますので、若干タイムラグがあります。その間の二、三日というのを町では補いたいということで、一刻も早く支援したいという観点から、県の支援物資と同様の例えばレトルト食品とか、温めるだけの御飯、カップ麺等、約３日分を想定し、併せてマスクを入れましてセットとして準備してお配りしております。

いつまでかという最後の４点目の質問ですけれども、できれば今のところは３月末ということで予定しておりますが、状況を見ながら延長も検討したいと考えております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（北倉義博君）　11番　田中敏弘君。

○１１番（田中敏弘君）　支援物資の内容の件ですが、一応、県が用意する中身というんか、数字というんか、金額、町と大体同じようなレベルで対応されたのか、その辺、伺いたいと思います。

○議長（北倉義博君）　大倉住民福祉部長、自席にて答弁。

○住民福祉部長（大倉　修君）　今、詳細の中身になりますので、私のほうから回答させていただきます。

県のほうは７日分ということになっておりまして、今、副町長が申しましたとおり、中身的には同じもののような形になっております。天然の水、ミネラルウオーターの水ですとかミックスジュース、またレトルトの食品、それからスープのもとですとか、御飯とか、そういったものが入っておりますが、７日分ということで値段のほうまではお伺いしておりませんが、それのほぼ同等のものを町といたしましては３日分と、９食分を購入して配布しているという状況でございます。以上でございます。

○議長（北倉義博君）　ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（北倉義博君）　８番　吉田太郎君。

○８番（吉田太郎君）　今の田中議員のに関連しますけど、食料品をどのような形で収集したかということをお願いしたいんですが、どこから。

○議長（北倉義博君）　川地副町長、自席にて答弁。

○副町長（川地憲元君）　吉田議員の御質問にお答えさせていただきます。

職員では大変こういう場合、苦慮しますので、商工会のほうに御無理を言いまして、早急に準備していただいて手配していただいております。以上でございます。

○議長（北倉義博君）　ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（北倉義博君）　５番　岩永義仁君。

○５番（岩永義仁君）　同じく新型コロナ支援の関連ですけれども、１日当たりの幾ら分の食料支援であったかというのと、家庭においては複数名の待機者、療養者がいた可能性もあると思うんですけど、その辺りは掛ける人数分で対応できたのかどうか、この辺りについてお知らせください。

○議長（北倉義博君）　川地副町長、自席にて答弁。

○副町長（川地憲元君）　岩永議員の御質問にお答えします。

大体１日当たり1,000円分ですね。1,000円分前後のものを用意させてもらっております。世帯ではなしに、お一人当たり、一人一人という考え方で、御家族で感染された方には、その人数分ということで、対象者は人という考え方でお配りしておりますので、よろしくお願いします。

〔挙手する者あり〕

○議長（北倉義博君）　５番　岩永義仁君。

○５番（岩永義仁君）　確認ですけれども、配達したのは役場の職員で全て対応できたということでよろしいですかね。

○議長（北倉義博君）　川地副町長、自席にて答弁。

○副町長（川地憲元君）　岩永議員の御質問ですけれども、役場の職員で全課挙げまして交代で対応させてもらっております。以上でございます。

○議長（北倉義博君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君）　討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君）　挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

これより暫時休憩といたします。再開は11時00分といたします。

（午前10時41分　休憩）

（午前10時57分　再開）

○議長（北倉義博君）　休憩を解き、再開いたします。

○議長（北倉義博君）　次に、日程第10、議案第１号から日程第24、議案第15号までの計15議案は、逐条上程後、提案理由の説明を受け、総括質疑のみ行います。

それでは、日程第10、議案第１号　養老町農地中間管理機構関連土地改良事業に係る特別徴収金に関する条例の制定についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長　大橋孝君。

○町長（大橋　孝君）　ただいま上程を賜りました議案第１号　養老町農地中間管理機構関連土地改良事業に係る特別徴収金に関する条例の制定について御説明を申し上げます。

農地中間管理権が設定された農用地を対象とした機構関連事業の施行地域内の農用地において、用途以外への転用や農地中間管理権の解除をした場合に、特別徴収金を徴収することができる法の規定（土地改良法第91条の２第６項）に基づき、本条例を制定するものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（北倉義博君）　竹中産業観光課長、自席にて補足説明。

○産業建設部産業観光課長（竹中　修君）　それでは、私のほうから本条例案の内容について、条を追って御説明申し上げます。

第１条におきましては、土地改良法の規定に基づく特別徴収金の徴収の趣旨を規定しております。

第２条では、農地中間管理権が設定された農用地において機構関連事業の施行地域内における目的外用途への転用や農地中間管理権の解除をした場合における特別徴収金の徴収について規定しております。

第３条では特別徴収金の額の算定基準などについて規定し、第４条では徴収方法について規定しております。

また、第５条第１項では延滞金の徴収について規定するとともに、同条第２項では延滞金の額及び徴収方法について規定しております。

第６条では、この条例の施行について必要な事項は、別に定めることを規定しております。

なお、施行日は公布の日から施行するものといたします。

以上で、議案第１号　養老町農地中間管理機構関連土地改良事業に係る特別徴収金に関する条例の制定についての補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君）　説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は産業建設委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（北倉義博君）　12番　松永民夫君。

○１２番（松永民夫君）　この事業に関しては、具体的にどの地域が対象になっておるかということと、それから特別徴収金の金額の云々という項目があるわけですが、特別徴収金の金額が分かっておれば、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（北倉義博君）　竹中産業観光課長、自席にて答弁。

○産業建設部産業観光課長（竹中　修君）　こちら今回上げさせていただきました対象となる部分につきましては、現在、室原小栗栖地区で行っております土地改良事業ということでございます。

２点目の金額ということでございますが、こちらについては総事業費と関連する対象者ということになりますので、その内容によってまだ定まっていないというところでございます。以上でございます。

○議長（北倉義博君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（北倉義博君）　質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、産業建設委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君）　異議なしと認めます。

よって、本案は、産業建設委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（北倉義博君）　次に、日程第11、議案第２号　養老町テレワーク施設設置及び管

理に関する条例の制定についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長　大橋孝君。

○町長（大橋　孝君）　ただいま上程を賜りました議案第２号　養老町テレワーク施設設置及び管理に関する条例の制定について御説明申し上げます。

令和３年度より未利用施設でありました旧養老町地域福祉センターを最先端のテレワーク・シェアオフィス・コワーキングスペース施設に改修し、令和４年度から施設の運営を開始いたします。これに伴い、養老町テレワーク施設設置及び管理に関する条例を制定するものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（北倉義博君）　竹中産業観光課長、自席にて補足説明。

○産業建設部産業観光課長（竹中　修君）　それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

テレワーク施設は、都市との交流を図り、雇用の創出及び地域経済の活性化に資することを目的とし、施設を管理・運営する上で必要があるため、養老町テレワーク施設設置及び管理に関する条例を制定するものであります。

それでは、本条例案の内容について、条を追って御説明申し上げます。

本条例案は、第１条から第12条の構成になっております。

まず、第１条におきましては、本条例の趣旨として、養老町テレワーク施設設置及び管理に関し、必要な事項を定めることを規定するものでございます。

第２条では施設の目的及び設置、第３条では名称及び位置を規定しております。

第４条では施設の利用の許可を行うこと、第５条では施設の使用料を規定しております。

なお、使用料につきましては、別表に規定しております。

第６条では使用料の減免について、第７条では施設利用者の遵守事項について規定しております。

第８条では損害賠償などについて、第９条では利用の許可の取消しなどについて規定しております。

第10条では施設管理の代行について、第11条では利用料金の収受などについて規定しております。

第12条では、本条例の施行に関し必要な事項は、別に定める旨を規定しております。

また、附則におきまして施行期日について、この条例は令和４年４月１日から施行するものでございます。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君）　説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、産業建設委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（北倉義博君）　質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、産業建設委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君）　異議なしと認めます。

よって、本案は、産業建設委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（北倉義博君）　次に、日程第12、議案第３号　養老町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長　大橋孝君。

○町長（大橋　孝君）　ただいま上程を賜りました議案第３号　養老町個人情報保護条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止に伴い、養老町個人情報保護条例について所要の改正を行うものでございます。

詳細については、担当課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（北倉義博君）　近藤総務課長、自席にて補足説明。

○総務部総務課長（近藤晴彦君）　それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

養老町個人情報保護条例新旧対照表を御覧ください。

第２条第２号の改正につきましては、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止され、その規定は個人情報の保護に関する法律、いわゆる個人情報保護法に統合されることに伴い、引用している法律及び条項を改正するものです。

なお、施行日につきましては、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止される令和４年４月１日と同日とさせていただきます。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君）　説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君）　質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君）　異議なしと認めます。

よって、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（北倉義博君）　次に、日程第13、議案第４号　養老町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長　大橋孝君。

○町長（大橋　孝君）　ただいま上程を賜りました議案第４号　養老町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。

妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のための措置に係る人事院規則が一部改正され、非常勤職員の育児休業の取得要件が緩和されることに伴い、国に準じて本条例について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（北倉義博君）　近藤総務課長、自席にて補足説明。

○総務部総務課長（近藤晴彦君）　それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

養老町職員の育児休業等に関する条例新旧対照表を御覧ください。

まず、第２条第３号の改正については、非常勤職員の育児休業の取得要件のうち、引き続き在職した期間が１年以上という要件を廃止するものです。

次に、第18条第２号の改正については、非常勤職員の部分休業の取得要件のうち、引き続き在職した期間が１年以上という要件を廃止するものです。

次に、新たに加える第22条及び第23条については、妊娠・出産等を申し出た職員に対する制度の周知及び意向確認、研修の実施や相談体制の整備など、育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するため、所要の規定を設けるものです。

なお、この条例は令和４年４月１日から施行します。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君）　説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北倉義博君）　13番　水谷久美子君。

○１３番（水谷久美子君）　新設される第22条、第23条について伺います。

４月１日から施行するわけですが、既に23条の１項、２項、３項においては、十分その体制が取れているのかについて伺いたいと思います。

○議長（北倉義博君）　近藤総務課長、自席にて答弁。

○総務部総務課長（近藤晴彦君）　ただいまの水谷議員の質問に回答させていただきます。

該当する職員に対しまして育児休業に関する制度や育児休業の承認、請求先、育児休業等の給付等の面談や取扱いにつきましては、書面にて交付する等の措置を用いまして周知していくということで、現在も周知はしておるんですけれども、今後はこの改正に伴いまして書面等を交付していくということで啓発を図っていきたいと考えております。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北倉義博君）　13番　水谷久美子君。

○１３番（水谷久美子君）　勤務環境の整備に関する措置というのは、具体的にはどういうことですか。

○議長（北倉義博君）　近藤総務課長、自席にて答弁。

○総務部総務課長（近藤晴彦君）　ただいまの水谷議員の質問に回答させていただきます。

職員に対する育児休業に関する研修の実施や育児休業に関する相談体制の整備、育児休業の取得に関する事例の収集、提供などの情報を提供するといったような制度及び育児休業取得促進に関する情報の提供、周知などでございます。以上でございます。

○議長（北倉義博君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君）　質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君）　異議なしと認めます。

よって、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（北倉義博君）　次に、日程第14、議案第５号　養老町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長　大橋孝君。

○町長（大橋　孝君）　ただいま上程を賜りました議案第５号　養老町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についての説明をさせていただきます。

令和３年度の人事院勧告を受け、養老町一般職の職員の給与が国に準じて改正されることに伴い、養老町議会議員の期末手当についても一般職の職員に準じて所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当局長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（北倉義博君）　中島議会事務局長、自席にて補足説明。

○議会事務局長（中島和哉君）　それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

養老町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例新旧対照表を御覧ください。

第５条の改正については、養老町議会議員の６月と12月に支給する期末手当の支給月を一般職と同様にそれぞれ0.075月分引き下げ、「2.225月」から「2.15月」とするものです。年間の支給率は、0.15月分引き下げ、4.3月となります。

続きまして、議案を御覧ください。

附則第１項の施行日につきまして、この条例は公布の日から施行します。

附則第２項につきましては、一般職同様、令和４年６月に支給する期末手当に関する特例措置について規定しており、本来なら令和３年12月に行われる予定であった期末手当の引下げの相当額を令和４年６月の期末手当から減額するものです。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君）　説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君）　質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君）　異議なしと認めます。

よって、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（北倉義博君）　次に、日程第15、議案第６号　養老町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長　大橋孝君。

○町長（大橋　孝君）　ただいま上程を賜りました議案第６号　養老町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての説明をさせていただきます。

令和３年度の人事院勧告を受け、養老町一般職の職員の給与が国に準じて改正されることに伴い、養老町特別職の職員の期末手当についても一般職の職員に準じて所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（北倉義博君）　近藤総務課長、自席にて補足説明。

○総務部総務課長（近藤晴彦君）　それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

養老町特別職の職員の給与に関する条例新旧対照表を御覧ください。

第８条の改正については、特別職の職員の６月と12月に支給する期末手当の支給月数を一般職と同様にそれぞれ0.075月分ずつ引き下げ、「2.225月」から「2.15月」とするものです。年間の支給率は、0.15月分引き下げ、4.3月となります。

続きまして、議案を御覧ください。

附則第１項の施行日につきまして、この条例は公布の日から施行します。

附則第２項につきましては、一般職同様、令和４年６月に支給する期末手当に関する特例措置について規定しており、本来なら12月に行われる予定であった期末手当の引下げの相当額を令和４年６月の期末手当から減額するものです。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君）　説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君）　質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君）　異議なしと認めます。

よって、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（北倉義博君）　次に、日程第16、議案第７号　養老町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長　大橋孝君。

○町長（大橋　孝君）　ただいま上程を賜りました議案第７号　養老町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。

令和３年８月10日の人事院勧告により、国の一般職の給与に関する法律等の一部を改正する法律案が令和４年２月１日に閣議決定され、今国会にて成立する見込みであることに伴い、町においても国に準じて期末手当の支給月数について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（北倉義博君）　近藤総務課長、自席にて補足説明。

○総務部総務課長（近藤晴彦君）　それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

養老町職員の給与に関する条例新旧対照表を御覧ください。

第19条の改正については、一般職員の６月と12月に支給する期末手当の支給月数をそれぞれ0.075月分ずつ引き下げ、「1.275月」から「1.2月」に、再任用職員の６月と12月に支給する期末手当の支給率をそれぞれ0.05月分ずつ引き下げ、「0.725月」から「0.675月」とするものです。年間の支給率は、一般職員は0.15月分、再任用職員は0.1月分引下げとなります。

なお、給料表の改定はありません。

続きまして、議案を御覧ください。

附則第１項の施行日につきまして、この条例は公布の日から施行いたします。

附則第２項につきましては、令和４年６月に支給する期末手当に関する特例措置につ

いて規定しております。

人事院勧告による給与法の改正は、令和３年11月中に国会で成立し、12月の期末手当の支給率を引き下げる予定でしたが、給与法の改正が12月以降となったため、本来なら12月に行われる予定であった期末手当の引下げの相当額を令和４年６月の期末手当から減額するものです。

また、附則第３項については、町の規則への委任規定としております。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君）　説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君）　質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君）　異議なしと認めます。

よって、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（北倉義博君）　次に、日程第17、議案第８号　養老町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長　大橋孝君。

○町長（大橋　孝君）　ただいま上程を賜りました議案第８号　養老町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。

令和３年度の人事院勧告を受け、養老町一般職の職員の給与が国に準じて改正されることに伴い、養老町会計年度任用職員の期末手当について、給与条例を準用している規定の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（北倉義博君）　近藤総務課長、自席にて補足説明。

○総務部総務課長（近藤晴彦君）　それでは、私のほうから補足説明をさせていただきま

す。

養老町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例新旧対照表を御覧ください。

第13条改正については、フルタイム会計年度任用職員の期末手当の支給について、給与条例を準用している規定の改正を行うものです。

第21条の改正については、パートタイム会計年度任用職員の期末手当について、第13条と同様に準用している規定の改正を行うものです。会計年度任用職員の期末手当の支給率について変更はありません。

なお、この条例は公布の日から施行いたします。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君）　説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君）　質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君）　異議なしと認めます。

よって、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（北倉義博君）　次に、日程第18、議案第９号　養老町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長　大橋孝君。

○町長（大橋　孝君）　ただいま上程を賜りました議案第９号　養老町手数料条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。

今回の改正は２条立てとしており、第１条では情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）。以下「デジタル手続法」といいます。が公布されたことに伴い、住民基本台帳法の一部が改正され、住民票の除票及び戸籍の附票の除票の保存について、住民基本台帳法施行令の一部が改正されました。これを受け、この改正の規定が住民基本台帳法

に明文化されたことに伴い、本条例について所要の改正を行うものでございます。

また、第２条では、地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の一部が改正され、令和４年１月26日に公布されたことに伴い、本条例について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、それぞれ担当課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（北倉義博君）　小里住民環境課長、自席にて補足説明。

○住民福祉部住民環境課長（小里克昌君）　それでは、私のほうからは第１条関係の補足説明をさせていただきます。

デジタル手続法の公布に伴い、住民基本台帳法が改正され、住民票もしくは戸籍の附票を削除または改正した際の保存に関して必要な措置を講じることについて規定されました。これに伴い、住民基本台帳法施行令の一部が改正され、住民票の除票及び戸籍の附票の除票の保存期間が５年から150年に延長されました。これを受け、５年を超えて保存する住民票の除票及び戸籍の附票の除票の写しの交付についての規定の施行期日を令和４年１月11日と定める政令が公布され、明文化されたことに伴い、本条例においても所要の改正を行うものであります。

養老町手数料条例新旧対照表の１ページを御覧ください。

別表（第２条関係）10．住民基本台帳法の施行に関する事務につきまして、住民票の除票及び戸籍の附票の除票の写しの交付手数料についての規定を加える改正を行うものです。

次に、施行日についてでありますが、この第１条の規定は公布の日から施行するものであります。

以上で第１条関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君）　坂口予防課長、自席にて補足説明。

○消防次長兼予防課長（坂口　貴君）　それでは、私のほうからは第２条関係の補足説明をさせていただきます。

地方公共団体の手数料の標準に関する政令に定められる手数料の標準額については、地方分権推進計画に基づき定期的に見直しが行われているところであります。

今回の改正につきましては、事務内容の変化に伴い、現行の手数料の標準額の見直しが必要となる事務及び人件費単価または物価水準の変動に伴い現行の手数料の標準額が一部改正されたため、養老町手数料条例の一部を改正するものでございます。

改正箇所につきましては、議会定例会資料の養老町手数料条例新旧対照表を御覧ください。

別表、８の項中保安確保機器設置等認定申請手数料のうち、一般消費者等の数が１万戸以上のものを「11万円」から「９万8,000円」に改め、同項中貯蔵施設等変更許可申

請手数料の１件につき「１万7,000円に変更に係る貯蔵施設」を「１万5,000円に変更に係る貯蔵施設」に改めるものでございます。

次に、施行日につきましては、この第２条の規定は令和４年４月１日から施行するものです。

以上で、養老町手数料条例の一部を改正する条例についての補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君）　説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君）　質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君）　異議なしと認めます。

よって、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（北倉義博君）　次に、日程第19、議案第10号　養老町体育施設条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長　大橋孝君。

○町長（大橋　孝君）　ただいま上程を賜りました議案第10号　養老町体育施設条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。

養老町民プールは平成10年に建設され、長きにわたり多くの町民に御利用をいただき親しまれてきましたが、今後、プールとしての機能を維持管理していくことは非常に困難な状況であることから、令和３年２月、養老町行財政改革推進審議会において、町民プールは廃止とする旨の答申を受けました。この答申を踏まえ、現在、各種団体及び公募委員で構成する公共施設検討会において、本施設の利活用について検討をしているところであります。

このたび、本施設の閉館に伴い、他の体育施設の設備に係る使用料等を規定することから、本条例について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜ります

ようよろしくお願いをいたします。

○議長（北倉義博君）　西脇生涯学習課長、自席にて補足説明。

○教育委員会生涯学習課長（西脇直樹君）　それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

養老町行財政改革推進審議会の答申を踏まえ、町民プールは廃止とし、屋内プール以外の施設については、他の類似施設への統合・廃止を含めた有効利用を検討するとして、公共施設検討会にて現在休館している町民プール施設の今後の利活用について審議を重ねているところでございます。

本条例の改正につきましては、施行期日が異なりますので、２条立てで改正を行うことになります。

資料、養老町体育施設条例新旧対照表（第１条関係）を御覧ください。

まず、第１条による養老町体育施設条例の一部を改正する条例については、会議室、エアロビクススタジオ及びアスレチックジム等を含む町民プールの廃止に伴い、本条例第２条及び別表中(6)に規定する養老町民プールに関わる事項を削るものであります。

続きまして、新旧対照表（第２条関係）を御覧ください。

第２条による養老町体育施設条例の一部を改正する条例については、町民プールの廃止に伴い、かつて町民プールで開催していたエアロビスクやヨガ、スポーツ教室を他の公共施設等で引き続き開催できるように総合体育館に空調設備を整備しましたので、冷暖房の使用料の設定を別表に規定するものであります。

また、総合体育館に備え付けてありますシャワー室の使用料について、これまで料金を無料としておりましたが、受益者負担の観点から一律料金で使用料を設定し、別表に規定するものであります。

この条例の１条については公布の日から施行するものとし、第２条については令和４年４月１日から施行するものといたします。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君）　説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北倉義博君）　５番　岩永義仁君。

○５番（岩永義仁君）　養老町民プール、養老町民の健康を担うスポーツとしての象徴的な施設だったわけですけれども、この象徴的な施設を失うことになったというこの現実、これを補完するのは非常に難しいと思うんですが、その辺り、どのように考えておられ

るか、見解をお伺いしたいと思います。

○議長（北倉義博君）　西脇生涯学習課長、自席にて答弁。

○教育委員会生涯学習課長（西脇直樹君）　町民プールにつきましては、様々な経費等々の関係もございまして、行財政審議会のほうで廃止というような決定がなされました。これを補完するものとして、プールに代わるものは近隣にもございますが、町内にはございません。しかしながら、体育施設としては、総合体育館をはじめ、様々な施設がございますので、そちらをもって補完すると考えております。

○議長（北倉義博君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君）　質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

なお、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君）　異議なしと認めます。

よって、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（北倉義博君）　次に、日程第20、議案第11号　養老町教育集会所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長　大橋孝君。

○町長（大橋　孝君）　ただいま上程を賜りました議案第11号　養老町教育集会所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本町の社会教育活動の充実、発展及び人権学習の推進を図ることを目的として、町内には、むつみ集会所をはじめとし、４つの教育集会所が設置されております。このうち、むつみ集会所、泉集会所及びのぞみ集会所について、施設の老朽化に伴い、安全な利用を見込むことが難しく、また近隣の施設を代替として利用できることから、このたび新宮集会所を除く、むつみ集会所、泉集会所及びのぞみ集会所の３つの集会所を廃止するため、本条例について所要の改正を行うものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第11号の提案説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君）　説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北倉義博君）　13番　水谷久美子君。

○１３番（水谷久美子君）　私も現場を見てきましたが、非常に老朽化が進んでいて、こういう措置はやむを得ないなあと思いましたが、撤去やその後の利活用についてどういうふうに考えられているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（北倉義博君）　西脇生涯学習課長、自席にて答弁。

○教育委員会生涯学習課長（西脇直樹君）　施設については、教育集会所という所管が私どもでありますが、全庁的にこちらの廃止、除却については検討してまいりたいと思います。地元の関係者、またそれぞれの団体等と構成した検討会もございます。そのような形でも検討しながら、今後の除却等々については検討してまいりたいと考えております。

○議長（北倉義博君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君）　質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君）　異議なしと認めます。

よって、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（北倉義博君）　次に、日程第21、議案第12号　養老町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長　大橋孝君。

○町長（大橋　孝君）　ただいま上程を賜りました議案第12号　養老町国民健康保険条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

このたび、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和３年法律第66号）の一部の施行に伴い、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和３年厚生労働省令第181号）が改正され、傷病手当金の支給期間に関する事項について改正されることになりました。

このため、国民健康保険加入者が新型コロナウイルス感染症により傷病を負った際の傷病手当金について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜ります

ようよろしくお願いをいたします。

○議長（北倉義博君）　小里住民環境課長、自席にて補足説明。

○住民福祉部住民環境課長（小里克昌君）　それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

国民健康保険に加入する被保険者のうち、給与等の支払いを受けておられる方が新型コロナウイルス感染症に感染したとき、または発熱等の症状があり、当該感染症の感染が疑われるため労務に服することができなくなったときに、労務に服することができなくなった日から起算して３日を経過した日以降の就労を予定していた日に対し、給与等の支払いを受けられないか、または一部減額されている場合に、傷病手当金を請求することができます。

この支給期間については、これまで支給を始めた日から起算して１年６か月を超えないものとされていましたが、支給期間について同一の疾病については、その支給を始めた日から通算することとなったことから、改正するものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行し、令和４年１月１日から適用するものでございます。ただし、令和４年１月１日の前日において、支給を始めた日から起算して１年６か月を経過していない傷病手当金について適用することとし、令和４年１月１日前に支給期間が満了した傷病手当金については、従前の例によるものとします。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君）　説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君）　質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君）　異議なしと認めます。

よって、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（北倉義博君）　次に、日程第22、議案第13号　養老町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長　大橋孝君。

○町長（大橋　孝君）　ただいま上程を賜りました議案第13号　養老町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

近年、消防団員の減少に加え、災害が多発化・激甚化する中、消防団員の役割も多様化し、消防団員の負担が増加していることを踏まえ、消防団員数を確保することを目的として消防庁においては消防団員の処遇等に関する検討会を開催し、消防団員の処遇改善についての検討を重ねられているところであります。

このたび、検討の結果が中間報告書として取りまとめられるとともに、非常勤消防団員の報酬等の基準が制定されることとなり、この基準の制定に伴い、消防団員の処遇改善を図るため、本条例について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長より補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（北倉義博君）　大倉消防次長、自席にて補足説明。

○消防次長兼消防総務課長（大倉　巧君）　それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

令和３年４月13日付、消防庁長官による消防団員の報酬等の基準の策定等についての通達において、非常勤消防団員の報酬等の基準が定められました。

本通達の内容や消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第13条において、国及び地方公共団体は、消防団員の処遇の改善を図るため、出動、訓練その他の活動の実態に応じた適切な報酬及び費用弁償の支給がなされるよう必要な措置を講ずるものとすることと規定されていることを踏まえ、本条例について所要の改正を行うものであります。

新旧対照表を御覧ください。

まず、第８条につきましては、消防組織法等他法令の条文との整合性を図るため、ただし書中の語句を改めるものであります。

次に、第12条につきましては、非常勤消防団員の報酬を出動回数によらず年額により支払われる年額報酬と出動に応じて支払われる出動報酬の２種類とすることを規定するものでございます。

年額報酬の額については、団員の階級の者は年額３万6,500円を標準とすることが基準に定められておりますが、本町においては既に標準額を満たしており、また他の階級においても業務の負荷や職責等を勘案し、標準額と均衡の取れた額であることから、報酬額については妥当な額と判断し、現行のままといたします。

また、第12条第３項では、出動報酬の額について新たに規定するものでございます。出動報酬は、出動に応じた成果給的な報酬として、出動態様を災害、警戒、訓練に区別

し、それぞれ報酬額を定めるものでございます。災害時の出動報酬額については、基準に定める１日当たりの標準額8,000円とし、警戒時や訓練時の出動のよる報酬額は、業務の負荷、活動時間等を勘案し、標準額と均衡の取れた額となるよう定めたものでございます。

次に、第13条につきましては、出動に伴い実費が生じることも踏まえ、消防団員の費用弁償ついて必要額を措置するための改正を行うものであります。

次に、施行日についてですが、この条例は令和４年４月１日から施行するものといたします。

以上で私からの補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君）　説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君）　質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君）　異議なしと認めます。

よって、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

これより暫時休憩といたします。再開は午後１時といたします。

（午後０時00分　休憩）

（午後１時00分　再開）

○議長（北倉義博君）　休憩を解き、再開いたします。

ここで町長　大橋孝君から発言の申出がありましたので許可します。

町長　大橋孝君。

○町長（大橋　孝君）　先ほど施政方針の中で、本年度末の地方債の現在高を約130億円と申し上げましたけれども、約113億円の誤りでございますので、訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

○議長（北倉義博君）　次に、日程第23、議案第14号　養老町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長　大橋孝君。

○町長（大橋　孝君）　ただいま上程を賜りました議案第14号　養老町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての説明をさせていただきます。

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和２年法律第40号）が令和４年１月１日から施行されることに伴い、株式会社日本政策金融公庫等が行う恩給・共済年金担保融資が廃止されるため、本条例について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長より補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北倉義博君）　大倉消防次長、自席にて補足説明。

○消防次長兼消防総務課長（大倉　巧君）　それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

新旧対照表を御覧ください。

第３条第２項のただし書を削る改正となります。

株式会社日本政策金融公庫、沖縄県にあっては沖縄振興開発金融公庫では、恩給や共済年金、災害補償年金を受給している方が住宅などの資金や事業資金が必要となった場合に、恩給や年金を担保として小口の資金を低利で融資する貸付制度があります。この貸付制度の新規申込受付が令和４年３月末をもって終了することから、本条例について所要の改正を行うものでございます。

次に、施行日についてですが、この条例は令和４年４月１日から施行するものといたします。

なお、経過措置として改正条例の施行の際、現に担保に供されている傷病補償年金または年金である障害補償もしくは遺族補償を受ける権利は、施行日以後も担保に供することができます。

以上で私からの補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君）　説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君）　質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君）　異議なしと認めます。

よって、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（北倉義博君）　次に、日程第24、議案第15号　養老町国際学習会館設置及び管理に関する条例の廃止についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長　大橋孝君。

○町長（大橋　孝君）　ただいま上程を賜りました議案第15号　養老町国際学習会館設置及び管理に関する条例の廃止について説明をさせていただきます。

養老町国際学習会館は、本町の国際交流を促進し、町民の国際感覚の醸成と資質の向上を図ることを目的として、平成５年に設置されました。

近年の少子高齢化、人口減少に伴い、公共施設の維持管理・運営費用は町財政を圧迫する中、公共施設の選択と集約を行う必要があり、本施設は施設の老朽化が激しく、近い将来大規模な施設改修が必要となる現状を受け、公共施設の集約化の検討対象施設とされました。

本施設は、国際交流事業及び地域のコミュニティーの拠点施設でありますが、国際交流事業については中央公民館へ機能を移転し、地域の貸館業務についても近隣の他施設へと移転したことにより、現在休館している状況であります。本施設の機能移転に伴い、本施設本来の用途での機能がなくなりますので、今後は他の用途への利活用について検討していくため、本条例を廃止するものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行するものであります。

議案第15号の提案説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君）　説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君）　質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君）　異議なしと認めます。

よって、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（北倉義博君）　次に、日程第25、同意第１号　人権擁護委員候補者の推薦についてと日程第26、同意第２号　人権擁護委員候補者の推薦についての２件を一括議題として上程し、提案理由の説明を受け、質疑を行い、推薦に係る同意の人事案件であることから討論は省略することとし、各議案ごとに採決を行います。

それでは、町長より提案理由の説明を求めます。

町長　大橋孝君。

○町長（大橋　孝君）　ただいま一括上程を賜りました同意第１号、第２号の人権擁護委員候補者の推薦についてを説明させていただきます。

人権擁護委員候補者の推薦については、人権擁護委員法第６条第３項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

まず同意第１号につきましては、現在人権擁護委員として御活躍されている河合政子氏の任期が令和４年６月30日をもって満了となりますが、引き続き岐阜県養老郡養老町根古地855番地、河合政子氏を人権擁護委員候補者として推薦するものでございます。

次に、同意第２号につきましては、人権擁護委員として御活躍されていた髙木淳氏が御逝去されたことにより、委員の職に欠員が生じましたので、後任として岐阜県養老郡養老町宇田1356番地57、小林隆幸氏を適任であると判断いたしましたので、新たに人権擁護委員候補者として推薦するものであります。

なお、２名の人権擁護委員の任期は、令和４年７月１日から令和７年６月30日までの３年間でございます。

以上、同意第１号、同意第２号の人権擁護委員候補者の推薦についての説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君）　説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（北倉義博君）　５番　岩永義仁君。

○５番（岩永義仁君）　すみません、それぞれ第１号、第２号の年齢を教えていただけますか。

○議長（北倉義博君）　近藤健康福祉課長、自席にて答弁。

○住民福祉部健康福祉課長（近藤真由美君）　河合政子氏は73歳、小林隆幸氏は71歳でございます。

○議長（北倉義博君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（北倉義博君）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより順次採決を行います。

まず、同意第１号　人権擁護委員候補者の推薦についてを原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君）　挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、同意第２号　人権擁護委員候補者の推薦についてを原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君）　挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

○議長（北倉義博君）　次に、日程第27、議案第16号　令和３年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れの変更についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長　大橋孝君。

○町長（大橋　孝君）　ただいま上程を賜りました議案第16号　令和３年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れの変更について御説明申し上げます。

養老町立食肉事業センター特別会計につきましては、今回、議案第19号の令和３年度養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第３号）で、食肉事業センターの使用料の増加に伴い、一般会計から繰入金を299万5,000円減額しております。

養老町立食肉事業センター管理費については、一般会計からの繰入金を充てておりますので、今回の補正により繰入れ総額を１億135万9,000円に変更するものでございます。

以上で議案第16号　令和３年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れの変更についての提案説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君）　説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、予算特別委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君）　質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに

御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君）　異議なしと認めます。

よって、本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（北倉義博君）　次に、日程第28、議案第17号　令和３年度養老町一般会計補正予算（第９号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長　大橋孝君。

○町長（大橋　孝君）　ただいま上程を賜りました議案第17号　令和３年度養老町一般会計補正予算（第９号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ５億9,511万円を追加し、予算総額を136億3,523万7,000円とするものでございます。

主な補正の内容は、ふるさと納税推進事業、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金、小・中学校保健衛生事業などでございます。

詳細につきましては、それぞれ担当部長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（北倉義博君）　川口総務部長、自席にて補足説明。

○総務部長（川口智也君）　それでは、私のほうから総務部関係の補足説明をさせていただきます。

最初に、12、13ページの歳出から説明をさせていただきます。

款２総務費、項１総務管理費、１目一般管理費のふるさと納税推進事業では、ふるさと納税寄附金の増加に伴い、受付事務等に係る経費として２億8,349万4,000円を増額すると同時に、同事業内企業版ふるさと納税について、企業が選択する寄附金申込方法の傾向により不要となる経費772万円を減額し、計２億7,577万4,000円を増額いたしました。

５目財産管理費の社会保障・税番号制度システム整備事業では、国の補正予算により実施されるマイナポイント事業に係るポイント付与手続の支援業務を実施するため、インターネット通信費等として役務費で５万9,000円、コンピューター等の機器の借り上げ料として使用料及び賃借料で96万円を計上いたしました。

12目減債基金費では、昨年12月に追加交付を受けました普通交付税のうち、臨時財政対策債償還基金費として交付された１億3,486万4,000円を趣旨に沿って減債基金に積み立てることとし、積立金で同額を増額いたしました。

17目ふるさと応援基金費では、寄附金見込額12億6,689万円のうち２億9,845万5,000円は、寄附者の御意向に沿いそれぞれの事業へ充当し、残り９億6,845万5,000円を基金

に積み立てることとしたため、２億6,845万5,000円を増額すると同時に、同事業内の企業版ふるさと納税の寄附金を当初は全額積み立てることとしておりましたが、本年度の事業に全額充当することとしたため3,800万円を減額し、計２億3,043万5,000円を増額いたしました。

次に、８、９ページの歳入について説明をさせていただきます。

款10地方交付税、項１地方交付税、１目地方交付税では、普通交付税として国の補正予算により昨年12月に２億653万1,000円の追加交付を受けたことにより、８月に交付決定を受けた23億1,583万円と当初予算額との差額１億503万円との合計３億1,156万1,000円を増額いたしました。

款14国庫支出金、項２国庫補助金、１目総務費国庫補助金では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として7,209万7,000円を増額し、該当事業へ財源充当し、それぞれ財源更正をいたしました。充当先事業につきましては、14、15ページの款３民生費、項２児童福祉費、１目児童福祉総務費の保育対策総合支援事業245万9,000円、地域子ども・子育て支援事業感染拡大防止対策事業140万円、16、17ページの款７商工費、項１商工費、２目商工業振興費の地方創生テレワーク推進事業6,724万5,000円、款10教育費、項２小学校費、２目教育振興費の小学校情報化推進事業77万2,000円、18、19ページの款10教育費、項３中学校費、２目教育振興費の中学校情報化推進事業22万1,000円でございます。

８、９ページへお戻りください。

同じく１目総務費国庫補助金のマイナポイント事業費補助金では、事業費全額を補助対象経費とするマイナポイント事業費補助金として、1,000円未満端数分を除く101万8,000円を計上し、全額を該当事業に充当いたしました。

10、11ページを御覧ください。

款17寄附金、項１寄附金、２目総務費寄附金のふるさと納税寄附金（一般分）では、寄附金見込額が12億6,689万円でありますので、予算との差額５億6,689万円を増額いたしました。寄附金の充当については、寄附者の御意向に沿い、魅力あふれる地域づくりに関連する事業へ6,234万2,000円、未来を担う人づくりに関連する事業へ１億6,051万4,000円、安心・安全な生活基盤づくりに関連する事業へ5,001万8,000円、活力あふれる基盤づくりに関連する事業へ1,969万4,000円、行政経営機能の強化に関連する事業へ588万7,000円の計２億9,845万5,000円を充当し、財源更正を行い、９億6,843万5,000円はふるさと応援基金積立金に充当しております。また、ふるさと納税寄附金（企業分）では、寄附実績に基づき、2,000万円を減額いたしました。

次に、款18繰入金、項１基金繰入金、１目財政調整基金繰入金では、補正（第１号）及び補正（第６号）において、本繰入金により財源措置しておりました７億7,796万1,000円の財源更正と財源調整により、８億3,544万7,000円を減額いたしました。

次に、款21町債、項１町債、６目臨時財政対策債では、令和３年度普通交付税の算定により臨時財政対策債の発行可能額が４億9,220万3,000円となりましたので、当初予算額との差額１億6,279万7,000円を減額いたしました。

次に、４ページを御覧ください。

第２表　繰越明許費補正では、令和３年度内に事業が完了しないオンデマンドバス運行事業費592万9,000円、社会保障・税番号制度システム整備事業172万7,000円、住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業２億3,394万円、子育て世帯臨時特別給付金給付事業3,028万円、（仮称）子育て世帯臨時特別給付金（クーポン）給付事業3,015万円、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金1,042万1,000円、道路新設改良費402万3,000円、社会資本整備総合交付金事業1,013万8,000円、小学校保健衛生事業675万9,000円、小学校給食施設整備事業1,813万1,000円、中学校保健衛生事業270万3,000円、中学校校舎等施設整備事業4,697万8,000円について、繰越明許費を設定いたしました。

次に、５ページを御覧ください。

第３表　地方債補正では、新たに学校教育施設等整備事業債3,540万円を追加し、事業費の確定などにより、補正後の限度額を地方道路等整備事業債で7,550万円、臨時財政対策債で４億9,220万3,000円に変更いたしました。

以上で総務部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君）　大倉住民福祉部長、自席にて補足説明。

○住民福祉部長（大倉　修君）　それでは、私のほうから住民福祉部関係の補足説明をさせていただきます。

最初に、歳出から御説明させていただきます。

12、13ページの款２総務費、項３戸籍住民基本台帳費、１目戸籍住民基本台帳費の社会保障・税番号制度システム整備事業では、マイナンバーカードの所有者の転出及び転入の手続のワンストップ化に係るシステム改修費として172万7,000円を増額いたしました。

次に、款３民生費、項１社会福祉費、１目社会福祉総務費の国民健康保険特別会計繰出金では、令和３年度の国民健康保険基盤安定負担金の額が確定いたしましたので、1,668万4,000円を増額いたしました。

また、住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業では、家計急変世帯の増加見込み分として650万円を増額いたしました。

また、２目老人福祉費の西濃清風園解体工事事業では、西濃清風園解体工事に伴う本町分の負担金の額が確定いたしましたので、313万7,000円を計上いたしました。

次に、14、15ページの款３民生費、項２児童福祉費、１目児童福祉総務費の私立保育所等運営費補助金では、国の保育士等処遇改善臨時特例交付金を活用して、私立園が実施する保育士等の賃金改善に対して支援するため146万4,000円を計上し、私立保育園等

整備事業では、令和２年度の保育所等整備交付金の返還金76万9,000円を計上いたしました。

また、子育て世帯臨時特別給付金給付事業では、先行給付の現金５万円にクーポン相当分の５万円を合わせた10万円を現金による一括給付としたため、事業内容変更により印刷製本費５万円、通信運搬費192万2,000円、手数料５万円の計202万2,000円を減額いたしました。

次に、款４衛生費、項１保健衛生費、１目保健衛生総務費の母子保健事業では、未熟児養育医療費の対象者の増加により、扶助費10万1,000円を増額いたしました。

次に、歳入について説明させていただきます。

８、９ページの款14国庫支出金、項１国庫負担金、１目民生費国庫負担金では、国民健康保険基盤安定負担金195万4,000円を増額し、２目衛生費国庫負担金では養育医療費負担金５万円を増額いたしました。

次に、項２国庫補助金、１目総務費国庫補助金では、社会保障・税番号制度システム整備費補助金172万7,000円を増額いたしました。

また、２目民生費国庫補助金、１節社会福祉費補助金では、子育て世帯等臨時特別給付事業費補助金、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金分になりますが、２億7,153万8,000円、２節児童福祉費補助金では、子育て世帯等臨時特別給付 ―― いわゆる子育て世帯への臨時特別給付分ですが ―― の事業費補助金３億9,440万円、同じく事務費補助金451万4,000円をそれぞれ計上し、財源更正いたしました。また、同節で保育士等処遇改善臨時特例交付金146万3,000円を計上いたしました。

次に、款15県支出金、項１県負担金、１目民生費県負担金では国民健康保険基盤安定負担金1,060万5,000円を、２目衛生費県負担金では母子保健衛生費負担金２万5,000円をそれぞれ増額いたしました。

また、項２県補助金、２目民生費県補助金では、新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等確保事業費補助金22万6,000円を計上いたしました。

最後に、10、11ページの款17寄附金、項１寄附金、３目民生費寄附金では、福祉事業寄附金343万円を新たに計上いたしました。

以上で住民福祉部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君）　松岡産業建設部長、自席にて補足説明。

○産業建設部長（松岡弘泰君）　それでは、産業建設部関係について私のほうから補足説明をさせていただきます。

まず初めに、12ページ、13ページの歳出につきまして説明させていただきます。

款２総務費、項１総務管理費、18目まちづくり整備基金費のまちづくり整備基金積立金では、環境整備協力金の歳入増に伴い、378万5,000円を増額いたしました。

次に、14、15ページを御覧ください。

款４衛生費、項３水道費、１目水道整備費の消火栓設置負担金では、上水道配水管拡張に伴う新規消火栓の設置数確定により、上水道事業会計負担金として50万円を増額いたしました。

次に、款６農林水産業費、項１農業費、４目畜産業費の畜産振興事業費では、豚熱終息に伴う回復基調によるセンター使用料の増額が見込まれることから、特別会計への繰出金299万5,000円を減額いたしました。

次に、16、17ページを御覧ください。

款７商工費、項１商工費、２目商工業振興費の新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金では、まん延防止等重点措置区域の指定に伴う飲食店等時短要請に伴う岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第５弾）（第７弾）（第９弾）に係る市町村負担分として1,172万6,000円を計上いたしました。

次に、款８土木費、項２道路橋梁費、３目道路橋梁新設改良費の県単工事及び関連事業負担金では、県単独費の配分状況による負担金の減額に伴い、県単工事関係負担金を１億20万円減額いたしました。

次に、10、11ページにお戻りください。

歳入について御説明させていただきます。

款20諸収入、項４雑入、６目雑入では、環境整備協力金の増額に伴い378万5,000円を増額いたしました。

次に、款21町債、項１町債、４目土木債では、県単工事関係負担金の減額に伴い、地方道路等整備事業債9,010万円を減額いたしました。

以上で産業建設部関係の補足説明といたします。

○議長（北倉義博君）　中島教育委員会事務局長、自席にて補足説明。

○教育委員会事務局長（中島恵美君）　それでは、私のほうから教育委員会関係で、ふるさと納税寄附金による財源更正以外について、補足説明をさせていただきます。

初めに、歳出の説明をさせていただきます。

16ページ、17ページを御覧ください。

款10教育費、項１教育総務費、２目事務局費の留守家庭児童教室事業では、令和２年度の子ども・子育て支援交付金実績報告に伴い国庫補助金額が確定したことから、返還金45万8,000円を計上いたしました。

項２小学校費、１目学校管理費の小学校保健衛生事業では、学校等における感染症対策等支援事業として児童・生徒の安全・安心な学習環境を確保しつつ、教育活動を着実に継続するため、感染対策の強化や学びの保障に必要となる保健衛生用品等の購入等に必要な経費として需用費に295万4,000円、委託料に７万7,000円、備品購入費に372万8,000円を増額いたしました。

３目学校給食費の小学校給食施設整備事業では、給食拠点校方式の導入による給食施

設整備工事の実施に伴い、今年度中に本工事の設計業務を行う必要が生じたため急遽他事業から一時的に予算措置いたしましたので、執行科目である委託料に192万2,000円を計上いたしました。

18、19ページを御覧ください。

項３中学校費、１目学校管理費の中学校保健衛生事業では、小学校保健衛生事業と同様に、学校における感染症対策等支援事業として需用費に121万7,000円、備品購入費に148万6,000円を増額いたしました。

続いて、歳入の説明をさせていただきます。

８、９ページを御覧ください。

款14国庫支出金、項２国庫補助金、６目教育費国庫補助金では、学校施設環境改善交付金として、養老小学校給食室空調設備整備事業について交付金の交付決定を受けたため、小学校費補助金287万4,000円を計上いたしました。同様に学校施設環境改善交付金として、高田中学校運動場整備事業について交付金の交付決定を受けたため、中学校費補助金1,517万2,000円を計上いたしました。

また、学校保健特別対策事業費補助金として、学校等における感染症対策等支援事業の補助金の交付決定を受けたため、小学校費補助金337万5,000円、中学校費補助金135万円を増額し、財源更正いたしました。

款21町債、項１町債、５目教育債では、国庫補助金の交付決定により学校教育施設等整備事業債の対象となりましたので、養老小学校給食室空調整備事業として小学校債に560万円を計上いたしました。同様に高田中学校運動場整備事業として中学校債に2,980万円を計上し、それぞれ財源更正いたしました。

以上で教育委員会関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君）　説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、予算特別委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君）　質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君）　異議なしと認めます。

よって、本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（北倉義博君）　次に、日程第29、議案第18号　令和３年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長　大橋孝君。

○町長（大橋　孝君）　ただいま上程を賜りました議案第18号　令和３年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ5,586万2,000円を追加し、予算総額を34億5,621万8,000円とするものでございます。

補正する主な内容は、令和３年度国民健康保険保険基盤安定負担金の額の確定及び財政安定化支援事業の額の確定に伴うものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（北倉義博君）　小里住民環境課長、自席にて補足説明。

○住民福祉部住民環境課長（小里克昌君）　それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

最初に、８、９ページの歳出について御説明申し上げます。

款５基金積立金、項１基金積立金、１目国民健康保険基金積立金につきましては、令和３年度の国民健康保険事業費納付金において、当町は激変緩和措置として１億5,613万8,000円が緩和されており、事業費納付金の算定は医療費給付動向等により毎年変動することから、今後の納付金対策として基金積立金を5,586万2,000円増額いたしました。

次に、６、７ページの歳入について御説明申し上げます。

款６繰入金、項１他会計繰入金、１目一般会計繰入金では、令和３年度国民健康保険基盤安定負担金及び財政安定化支援事業の額の確定に伴い、保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）1,283万8,000円及び（保険者支援分）391万円を増額し、財政安定化支援事業繰入金６万4,000円を減額いたしました。

また、款７繰越金、項１繰越金、１目繰越金で、財源調整として3,917万8,000円を増額いたしました。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君）　説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、予算特別委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君）　質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君）　異議なしと認めます。

よって、本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（北倉義博君）　次に、日程第30、議案第19号　令和３年度養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第３号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長　大橋孝君。

○町長（大橋　孝君）　ただいま上程を賜りました議案第19号　令和３年度養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第３号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ161万8,000円を追加し、予算総額を１億8,269万2,000円とするものでございます。

補正する主な内容は、歳出においては施設維持に関する経費の所要額を、歳入においては豚熱終息に伴う回復基調による使用料の増額、またこれに併せ一般会計からの繰入金の減額を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、十分に御審議を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（北倉義博君）　竹中産業観光課長、自席にて補足説明。

○産業建設部産業観光課長（竹中　修君）　それでは、補足説明をさせていただきます。

最初に、９、10ページの歳出について御説明申し上げます。

款１総務費、項１総務管理費、１目一般管理費では、食肉事業センター管理費において、と畜処理機器などの消耗品及び修繕に係る経費420万5,000円を増額し、使用料及び賃借料では、汚水処理施設関連の全窒素・全リン計及びＵＶ計の導入見直しを行うため258万7,000円を減額いたしました。

次に、７、８ページの歳入について御説明申し上げます。

款１事業収入、項１事業収入、１目食肉事業センター使用料では、豚熱終息に伴う回復基調によるセンター使用料の増額が見込まれることから、557万2,000円の増額をいたしました。

款４繰入金、項１他会計繰入金、１目一般会計繰入金では、センター使用料増額に伴い、299万5,000円を減額いたしました。

款６諸収入、項２雑入、１目雑入では、牛の見込みと畜頭数減による牛肉照合用サンプル採取料、枝肉確認票発行業務等経費を95万9,000円減額いたしました。

これに伴い、食肉事業センター管理費の財源更正を行いました。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君）　説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、予算特別委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君）　質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君）　異議なしと認めます。

よって、本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（北倉義博君）　次に、日程第31、議案第20号　令和３年度養老町上水道事業会計補正予算（第１号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長　大橋孝君。

○町長（大橋　孝君）　ただいま上程を賜りました議案第20号　令和３年度養老町上水道事業会計補正予算（第１号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、資本的収入を50万円増額し、補正後の予算総額を2,080万円に、資本的支出を81万9,000円増額し、補正後の予算総額を３億8,341万9,000円とするものでございます。

詳細につきまして、担当課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（北倉義博君）　高木副特命事項推進監、自席にて補足説明。

○副特命事項推進監兼産業建設部水道課長（高木善太郎君）　それでは、私のほうから補足説明させていただきます。

８、９ページを御覧ください。

初めに、資本的収入から説明させていただきます。

款１資本的収入、項１負担金、１目他会計負担金では、配水管拡張に伴う消火栓の新

規設置数が当初見込み数より増加したため、一般会計からの負担金として50万円を増額いたしました。

続きまして、資本的支出について説明申し上げます。

款１資本的支出、項４国庫補助金返還金、１目国庫補助金返還金では、令和２年度国庫補助金交付額900万円に対する消費税等相当額の国庫補助金返還金として81万9,000円を増額いたしました。

以上で議案第20号　令和３年度養老町上水道事業会計補正予算（第１号）についての補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君）　説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、予算特別委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君）　質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君）　異議なしと認めます。

よって、本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（北倉義博君）　次に、日程第32、議案第21号　令和３年度養老町介護サービス事業特別会計補正予算（第２号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長　大橋孝君。

○町長（大橋　孝君）　ただいま上程を賜りました議案第21号　令和３年度養老町介護サービス事業特別会計補正予算（第２号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ29万9,000円を追加し、予算総額を1,781万2,000円とするものでございます。

補正する主な内容は、給付管理件数の動向による所要額の増額でございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、十分に御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（北倉義博君）　近藤健康福祉課長、自席にて補足説明。

○住民福祉部健康福祉課長（近藤真由美君）　それでは、私のほうから補足説明させていただきます。

最初に、８、９ページの歳出について御説明申し上げます。

款２サービス事業費、項１介護予防支援事業費、１目介護予防支援事業費では、介護予防ケアマネジメント業務において、委託件数の動向により委託料を29万9,000円増額いたしました。

次に、６、７ページの歳入について御説明申し上げます。

款１サービス収入、項１介護予防給付費収入、１目介護予防サービス計画費収入では、介護支援計画費介護報酬の動向により29万9,000円を増額いたしました。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君）　説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、予算特別委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君）　質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君）　異議なしと認めます。

よって、本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（北倉義博君）　次に、日程第33、議案第22号　令和３年度養老町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長　大橋孝君。

○町長（大橋　孝君）　ただいま上程を賜りました議案第22号　令和３年度養老町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ550万円を追加し、予算総額を３億6,650万円とするものでございます。

補正する主な内容は、後期高齢者医療保険料の増加に伴う所要額の増額でございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、十分御審議を賜りますよ

うよろしくお願いいたします。

○議長（北倉義博君）　近藤健康福祉課長、自席にて補足説明。

○住民福祉部健康福祉課長（近藤真由美君）　それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

最初に、８、９ページの歳出について御説明申し上げます。

款２後期高齢者医療広域連合納付金、項１後期高齢者医療広域連合納付金、１目後期高齢者医療広域連合納付金では、岐阜県広域連合から当初予算編成時に想定された負担金算定額が保険料の動向により増額となったため、所要額550万円を増額いたしました。

次に、６、７ページの歳入について御説明申し上げます。

款１後期高齢者医療保険料、項１後期高齢者医療保険料、１目特別徴収保険料では、歳出の後期高齢者医療広域連合納付金と同様に保険料の動向により増加が見込まれるため、353万3,000円を増額いたしました。

同様に２目普通徴収保険料につきましても、196万7,000円を増額いたしました。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君）　説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、予算特別委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君）　質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君）　異議なしと認めます。

よって、本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

これより暫時休憩といたします。再開は午後２時10分といたします。

（午後２時01分　休憩）

（午後２時10分　再開）

○議長（北倉義博君）　休憩を解き、再開いたします。

○議長（北倉義博君）　次に、日程第34、議案第23号　令和４年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れについてから日程第46、議案第35号　令和４年度養老町後期高齢者医療特別会計予算までの13議案を一括議題として上程します。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長　大橋孝君。

○町長（大橋　孝君）　ただいま一括上程を賜りました議案第23号　令和４年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れについてから議案第35号　令和４年度養老町後期高齢者医療特別会計予算までの各予算案につきまして、その概要を説明させていただきます。

なお、予算案の詳細につきましては、予算特別委員会において、各担当部課長から説明させていただきますのでよろしくお願いをいたします。

初めに、議案第23号　令和４年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れ及び議案第24号　令和４年度養老町農業集落排水事業特別会計の繰入れについて、一括で御説明させていただきます。

この繰入れにつきましては、各特別会計でそれぞれの事業を実施するため地方財政法第６条の規定により一般会計から繰り入れるもので、繰入額としましては、食肉事業センター特別会計8,043万4,000円、農業集落排水事業特別会計2,021万1,000円でございます。

次に、議案第25号　令和４年度養老町一般会計予算の予算案につきまして、その概要を説明させていただきます。

令和４年度一般会計予算は、歳入歳出予算総額がそれぞれ112億9,900万円で、前年度比較7,600万円、0.7％の増でございます。

歳出の主なものは、ふるさと納税推進事業３億8,345万4,000円、私立保育園等整備事業１億1,370万円、乳幼児等医療事業9,492万5,000円、小学校給食施設整備事業8,180万4,000円、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種事業5,968万5,000円、プレミアム付商品券事業4,806万7,000円、常備消防関係車両等購入事業3,033万5,000円、養老公園観光拠点整備プロジェクト2,581万7,000円などでございます。

次に、議案第26号　令和４年度養老町国民健康保険特別会計予算の予算案につきまして御説明させていただきます。

令和４年度国民健康保険特別会計予算は、歳入歳出予算総額がそれぞれ33億5,740万円で、前年度比較マイナス3,130万円、0.9％の減でございます。

減額の主なものは、保険給付費の減などによるものでございます。

次に、議案第27号　令和４年度養老町簡易水道特別会計予算の予算案につきまして御説明させていただきます。

令和４年度簡易水道特別会計予算は、歳入歳出予算総額がそれぞれ6,940万円で、前年度比較4,260万円、159.0％の増でございます。

増額の主なものは、上水道事業会計への繰出金の計上などによるものでございます。

次に、議案第28号　令和４年度養老町立食肉事業センター特別会計予算の予算案につ

きまして御説明させていただきます。

令和４年度食肉事業センター特別会計予算は、歳入歳出予算総額がそれぞれ１億5,860万円で、前年度比較マイナス520万円、3.2％の減でございます。

減額の主なものは、小動物解体ライン・冷蔵庫等施設整備費の起債償還金最終年による支出減などによるものでございます。

次に、議案第29号　令和４年度養老町住宅新築資金等貸付特別会計予算の予算案につきまして御説明させていただきます。

令和４年度住宅新築資金等貸付特別会計予算は、歳入歳出予算総額がそれぞれ120万円で、前年度比較マイナス170万円、58.6％の減でございます。

減額の主なものは、償還期間終了に伴う起債償還元金及び利子の皆減などによるものでございます。

次に、議案第30号　令和４年度養老町上水道事業会計予算の予算案につきまして御説明させていただきます。

令和４年度上水道事業会計予算は、３条会計の収益的収入は４億5,790万円で、前年度比較マイナス860万円、1.8％の減、収益的支出は３億8,300万円で、前年度比較400万円、1.1％の増でございます。

次に、４条会計の資本的収入は1,450万円で、前年度比較マイナス580万円、28.6％の減、資本的支出は３億7,360万円で、前年度比較マイナス900万円、2.4％の減でございます。

資本的収入の減の主なものは、受益者負担金の減などによるものでございます。資本的支出の減の主なものは、建設改良費の減などによるものでございます。

次に、議案第31号　令和４年度養老町公共下水道事業会計予算の予算案につきまして御説明させていただきます。

令和４年度公共下水道事業会計予算は、３条会計の収益的収入は３億7,700万円で、前年度比較3,150万円、9.1％の増、収益的支出は３億4,530万円で、前年度と同額でございます。

次に、４条会計の資本的収入は8,790万円で、前年度比較マイナス１億3,890万円、61.2％の減、資本的支出は１億8,040万円で、前年度比較マイナス１億3,140万円、42.1％の減でございます。

資本的収入の減の主なものは、雨水事業に伴う企業債及び国庫補助金の減などによるものでございます。資本的支出の減の主なものは、雨水事業に伴う建設改良費の減などによるものでございます。

次に、議案第32号　令和４年度養老町農業集落排水事業特別会計予算の予算案につきまして説明させていただきます。

令和４年度農業集落排水事業特別会計予算は、歳入歳出総額がそれぞれ3,660万円で、

前年度比較360万円、10.9％の増でございます。

増額の主なものは、地方公営企業法適用化の委託料の増などによるものでございます。

次に、議案第33号　令和４年度養老町介護保険事業特別会計予算の予算案につきまして説明させていただきます。

令和４年度介護保険事業特別会計予算は、歳入歳出総額がそれぞれ29億2,270万円で、前年度比較マイナス3,160万円、1.1％の減でございます。

減額の主なものは、施設介護サービス給付費の減などによるものでございます。

次に、議案第34号　令和４年度養老町介護サービス事業特別会計予算の予算案につきまして説明させていただきます。

令和４年度介護サービス事業特別会計予算は、歳入歳出総額それぞれ1,770万円で、前年度比較100万円、6.0％の増でございます。

増額の主なものは、介護予防支援事業事務事業委託料の増などによるものです。

最後に、議案第35号　令和４年度養老町後期高齢者医療特別会計予算の予算案につきまして説明させていただきます。

令和４年度後期高齢者医療特別会計予算は、歳入歳出総額がそれぞれ３億9,970万円で、前年度比較3,870万円、10.7％の増でございます。

増額の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金、後期高齢者医療保険事業の増などによるものでございます。

以上で一括上程を賜りました議案第23号　令和４年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れについてから議案第35号　令和４年度養老町後期高齢者医療特別会計予算までの提案説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君）　説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、これらの議案は、予算特別委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北倉義博君）　５番　岩永義仁君。

○５番（岩永義仁君）　総括的、大綱的な質問をさせていただきたいと思います。

ただいま実に養老町史上最大規模の新年度予算が提案されました。

先日の新聞報道によると、町長は今年12月の任期までで引退されるそうです。この報道が事実とするのなら、過去最大規模の予算に対して誰が責任を持ち、誰が年度末まで見届けることになるのですか。

幾つかの新事業も見受けられます。しかし、これらについてどう捉えればよいのでしょうか。最高責任者の引退が決まっている中での予算審議になります。新年度予算の審

査というこのタイミングでの引退表明は、繰り返しになりますが、事実であるのなら本当に無責任というほかありません。特別な事情でもあるのなら、この場でお知らせください。あわせて町長の新年度予算への取組姿勢、意気込みについてもお答えください。

○議長（北倉義博君）　町長　大橋孝君。

○町長（大橋　孝君）　先日の新聞報道についてでございますけれども、次期町長選挙への出馬に関することや進退について、公の場で話したことはございません。後援会の取りまとめもできておりませんので、今回の件については、しかるべき時期にお答えをさせていただくというふうに答えているところでございます。

また、今年度の予算編成について、辞めるからどうこうというような無責任な気持ちで編成したというところは全くございません。責任を持った予算にさせていただきました。そして、今まで３期目最後の12年目ということで、やはりその思いに合った予算編成をさせていただいたつもりでございます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（北倉義博君）　５番　岩永義仁君。

○５番（岩永義仁君）　町長の決意をお聞きしました。また、先日のメディア報道も肯定されませんでした。これで一生懸命予算審査に臨めると思います。以上です。

○議長（北倉義博君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北倉義博君）　11番　田中敏弘君。

○１１番（田中敏弘君）　町長は、町政に対して３期目を迎えられた平成31年３月４日、ちょうど３年前の施政方針の中で、いつまでも住み続けられる町として今後も発展、飛躍していかなければなりません。また、人口減少、少子高齢化が進行する中、町民の生命、財産、さらには生活を守るため、これまでの既成概念にとらわれることなく変化への挑戦を続けていき、それが好機になると考えております。いわゆるチャレンジ・イズチャンスと表明されました。さらにメディアインタビューにおいて、将来にわたって持続可能なまちづくりを進める中で、養老改元1300年祭でやられた成果を町民との協働の力で継承し、このすばらしいふるさと養老を次の世代につないでいく、これが私の大切な役割であり使命であると、その思いを強くしている。１期目はホップ、２期目はステップ、３期目はいよいよジャンプと、町民一人一人がこのふるさと養老を愛し、そして自信と誇りを持って住み続けられる、住んでよかった、そういう町養老の実現のため全力で努めたいと語っておられます。

想定外のコロナ禍での政策活動、制約の中、町長は３期目の最終年度に当たってどの政策がジャンプのレベルになったのか、なっていくのか。新年度に当たって課題山積の中、これだけは実現したい政策、思い入れの強い政策を具体的に示していただき、決意を伺いたいと思います。

もう一点、先ほど町政の運営方針として施政方針の中、昨年３月策定された養老町まちづくりビジョンでは、施策の大綱として魅力あふれる地域づくり等５項目を掲げ、まちの将来像、人が集まり、楽しく生きがいのある町の実現を目指していくとうたわれました。まちづくりビジョンの第２章重点プロジェクト評価指標の各項目の重要目標達成指数値、いわゆるＫＧＩ数値の設定は相対的に低く、これでは緊張感に欠け、達成感も少ないと感じておりますが、この点の見解も伺っておきたいと思います。

以上２点についてです。

○議長（北倉義博君）　町長　大橋孝君。

○町長（大橋　孝君）　田中議員の２点について、御説明をさせていただきたいというふうに思います。

今年度３期目最後ということで、一番の目標とするところは未来への挑戦というようなところかと思います。これは何を意味するかというと、やはり住んでいる住民が自分の町に誇りを持って生き続けられるということが一番ではないかというふうに思っております。

そういった意味で、人口減少社会に対応していくために関係人口の増加等、魅力ある町に興味を持っていただけるような、そういった、言ってみるなら２次的な住民を増やして養老町の活性化を目指していくということだと思います。なかなか進まない自治町民会議も、この目標の大きな一つでございます。ぜひとも住民が住民自治によって自分の町に誇りの持てる活動をしていく、そういうことに対して行政も手助けをさせていただくというようなことが一番大きな目標ではないかと思います。1300年祭は大変すばらしいイベントになったというふうに思いますけれども、祭りで終わるだけではなく、あの感動を皆さんが持ち続けられるような、そういった事業になったと思っております。

それからまちづくりビジョンの目標値が低いのではないかというようなことでございますけれども、現実的に表示したといえばそれまでかもしれませんけれども、もちろんそれ以下になるということは努力が足りなかったということになってしまいますので、これを超えるべくこれからも努力していきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（北倉義博君）　11番　田中敏弘君。

○１１番（田中敏弘君）　今年度の令和４年度の予算において、僕は一番評価したいのは、ふるさと納税関係の養老町のファンクラブを設立すると、この案が一番私は今評価しております。ぜひ我々もいろいろ情報も持っておりますが、執行部共々議会と一緒に養老まちづくりのために頑張っていきたいと思いますので、町長も最後の最後まで全力で執務されるように申し上げておきます。以上です。

○議長（北倉義博君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北倉義博君）　13番　水谷久美子君。

○１３番（水谷久美子君）　３点で質疑をしたいと思います。

１点目は、2022年度の国の予算においては、2021年度の補正予算と2022年度予算を合わせて16か月予算と位置づけています。2021年、令和３年12月27日公表の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の養老町の交付限度額は、感染症対応分4,187万4,000円、地域経済対応分8,784万4,000円で、合計で１億2,971万8,000円と承知しています。お尋ねしたいのは、町の新年度予算においても16か月予算と位置づけがあるのか否かについてです。

２点目は、先ほどの令和３年度（第９号）補正予算で、私立保育園の保育士の処遇改善に伴う予算措置が上程されました。内閣府と厚労省は２月17日、保育士・幼稚園教諭などの賃上げについての処遇改善方針を各地方自治体に周知するよう通達し、公立の施設も対象にするとしています。さらに賃上げの対象職員に積極的な実施を検討するよう求めています。養老町においては、該当職員の処遇改善に伴った職員給与の措置が新年度予算に反映されたか否かを伺います。あわせて留守家庭児童教室や会計年度任用職員の処遇改善についても伺います。

３点目は、商工費の歳出予算が前年度比112.8％の２億4,808万2,000円と予算化されました。そのうちプレミアム付商品券事業に4,806万7,000円予算措置されています。長期にわたるコロナ禍の中、町内業者を応援する施策は大賛成です。しかし、これまでの取組はキャッシュレス決済を導入していない店舗、スマホ機能に不得手な町民、商品券購入に余裕のない町民など。この施策を町民の誰もが享受できる仕組みが要望されています。また、地方自治法第10条の自治体の行う役務の提供を等しく受ける権利を保障するため、きめ細かな創意工夫が必要であると考えますが、この点での見解を求めます。

○議長（北倉義博君）　町長　大橋孝君。

○町長（大橋　孝君）　ただいま３点の御質疑をいただきました。

私のほうからは、１点目の16か月予算についての考え方をお答えさせていただきたいと思います。

地方創生臨時交付金につきましては、令和３年度の国の補正予算により、16か月予算という位置づけで新たに交付限度額が示されましたが、令和４年度において活用する編成方針により、その全額を本省繰越しとし、臨時交付金を財源とする事業を当初予算に計上いたしました。感染症対策に係る事業や地域経済の活性化を図る事業への活用を計画しておりますが、予算化していない交付金の一部については今後の社会情勢に応じた事業に活用するため、補正予算等により事業化してまいりたいと思います。このようなことから、本町においても16か月予算と言えるのではないかというふうに考えております。以上です。

２番につきましては副町長、３番につきましては産業観光課長に答弁をさせますのでよろしくお願いいたします。

○議長（北倉義博君）　川地副町長、自席にて答弁。

○副町長（川地憲元君）　失礼いたします。

２点目の関係でございますけど、職員の処遇改善に関係しますので、私のほうから御回答申し上げます。

議員御質問の中にありましたように、国の総務省のほうから私は聞いておりますけれども、保育士等の処遇改善等についての通達が来ており、給与等の手当の引上げにつきましても地方自治体へ促すものでございます。その中で、総務省の見解といたしましては、民間と比べ公務員の給与が高い等の事情であることから自治体ごとで判断していくということになっております。また、会計年度任用職員等につきましては、専門性を加味して報酬を引き上げるようにと、図るようにとのことでございました。

養老町の給与水準になりますと、保育士さんもそうなんですけれども、令和２年ラスパイレスの指数を用いますと96.4、令和３年度97.5、対前年1.1ポイントアップしております。県内では42市町村のうち10番目、町村では県内２番目でございます。そういったことで給与水準につきましてはその都度改善し、結果を出しておるというような状況でございます。

町といたしましては、新年度予算で保育士等の正規職員の給与の引上げを行うことはいたしません。処遇改善の一環といたしまして、会計年度任用職員の保育士等につきまして、職員と同様、正規、非正規等に応じまして報酬の引上げを検討してまいります。

なお、このたびの保育士等の処遇改善につきましては、地方公共団体だけでなく民間の保育士さんにつきましても処遇の改正を促すものであり、町といたしましては補正等も計上しておりましたが、民間の保育所、保育施設に対しましては、処遇改善に係る補助金を新設し、補正と併せまして新年度予算でも計上しながら賃上げを実施する民間施設を支援してまいりたいと考えております。民間の認可施設、保育所につきましては、全こども園、保育園で補助金を活用し、処遇改善を実施する予定でございます。

また、学校に勤務する会計年度任用職員につきましては、調理師、用務員、司書、各種において、今年度処遇改善を行う予定でございます。特に調理員につきましては、職務内容や性質等を鑑み、身体的負担が重いことから初任給の上り幅を大きくし、時給の大幅な見直しを行う予定としております。

留守家庭児童教室の指導員につきましては、再度任用に伴い２％から３％程度の加算を行っておりますので、加算の割合を鑑みますと現状の給与に見合ったものになっているのではないかと判断をしております。今回は時給について据置きとさせていただき、今後処遇改善の趣旨を踏まえ、段階的に見直しを検討してまいりたいというふうに考えております。職種によっては今回の予算に反映させてもらっておるという状況でござい

ます。以上でございます。

○議長（北倉義博君）　竹中産業観光課長、自席にて答弁。

○産業建設部産業観光課長（竹中　修君）　失礼いたします。

ただいまの水谷議員の御質問でございますが、個別の施策、取組の内容も含まれておりますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

昨年９月に国において、日本のデジタル社会実現の司令塔としてデジタル庁が発足いたしました。デジタル庁はこの国の人々の幸福を何よりも優先し、国や地方公共団体、民間事業者などの関係者と連携して、社会全体のデジタル化を推進する取組を行うとしております。

また、デジタル庁では、デジタル社会の実現に向けた羅針盤としての重点計画が策定されております。この計画において、デジタル化の基本戦略が示されており、デジタル社会の実現に向けた構造改革、デジタル田園都市国家構想の実現、国際戦略の推進、安心・安全の確保、包括的データ戦略の推進、デジタル産業の育成などの各戦略に沿って個別の施策を計画、実行していくとしております。本町におきましても、国の施策に従い各戦略に沿った施策を展開し、誰ひとり取り残されない人に優しいデジタル化を目指してまいります。

しかしながら、デジタル社会の実現には越えなければならない様々な課題があるのも事実でございます。とはいえ、これから進むべき社会にはデジタル化を否定することは不可能であることから、できることから実現し、今後訪れるデジタル社会に取り残されることのないよう着実に施策を進めてまいりたいと思います。

また、議員御指摘のとおり、誕生したばかりの新生児から高齢者に至るまで、幅広な世代の方への等しい対応は行政の基本サービス理念でございますので、日本社会が大きくシフトしているキャッシュレス決済や、電子マネーといったデジタル化が皆様の身近なものとして御利用いただけるよう今後も努めてまいりたいと存じます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（北倉義博君）　13番　水谷久美子君。

○１３番（水谷久美子君）　今から20年前の2002年、平成14年度の予算規模は一般会計で90億3,000万、特別会計で90億797万円の合計180億3,797万円でした。

私が初めて町の新年度予算書を手にし、その厚さと重さを感じながら責任の重大さに極度の緊張を覚えた1986年、昭和61年の予算規模は一般会計で81億1,500万円、特別会計で38億8,705万円の合計120億205万円でした。そして2022年、令和４年度の予算規模は一般会計、特別会計合わせて195億4,460万円です。当初の計画が二転三転し計画が実らなかった事業、取り組まなければならない町政課題を先送りした事業、時代の要請に答えを出さなければならない事業、災害や終息しない新型コロナ感染に関わる事業など

など、町政課題には限りがありません。

私は、一つ一つの事業に民主的な議論と徹底した情報公開、自治体職員としての知識、熱意、チームワーク、特別職のかじ取りの正確さと寛容さだと考えています。そうしたことから、この間の重要施策への町の情報公開への対応に疑義があります。この点で、新年度事業の円滑な進捗と予算執行に対しての町長の見解を伺っておきたいと思います。

２点目の処遇改善ですが、処遇改善に当たっては、地方交付税措置がしっかりある、保障されていると聞き及んでいます。今のラスパイレスも併せてさらなる処遇改善を検討していただきたいというふうに思います。

３点目は、昨日、県の本部会議でまん防の延長を国に申請するとの報道がありましたが、いつまん防の延長が決定されるのか伺っておきたいと思います。また、昨日の会議においては酒類提供が可能になり、売上げ減少事業者への支援金の期間が延長されると聞いていますが、町として的確な情報提供や適切な行政指導を求めておきたいと思いますが、御答弁いただければありがたいと思います。

○議長（北倉義博君）　町長　大橋孝君。

○町長（大橋　孝君）　時代とともに予算も膨れてきたというのは、物価の上昇、それから賃金の上昇といろいろ理由もあろうかというふうに思いますけれども、予算執行に当たっては各課長に、または町民の皆様方にしっかりと情報公開をしながら執行していくことを申し添えるようにいたしたいというふうに思っております。

あとは健康福祉部長のほうから返答させます。よろしくお願いします。

○議長（北倉義博君）　大倉住民福祉部長、自席にて答弁。

○住民福祉部長（大倉　修君）　水谷議員の２点目の関係になりますけれども、まん延等防止期間の延長につきましては、昨日県のほうが国のほうに要請されたということでございます。その結果を受けまして、今日午前中に首相が専門会議のほうに諮問をされたと。その諮問されたことを受けまして、本日の夕方持ち回りで会議が開催され、決定される見込みであるということで聞いております。以上でございます。

○議長（北倉義博君）　川地副町長、自席にて答弁。

○副町長（川地憲元君）　失礼いたします。

処遇改善につきましては、今年度９月までが補助金対応ということで聞いておりますので、私立の保育園なんかでも支援は補正で対応させてもらっていました。当然財政面とか交付税、補助金等の絡みもありますので、十分検討していきますのでよろしくお願いしたいと思います。

○議長（北倉義博君）　竹中産業観光課長、自席にて答弁。

○産業建設部産業観光課長（竹中　修君）　ただいま御質問いただきました３点目の件につきまして、いつ決定かというのは先ほど部長のほうから説明させていただきましたが、支援金の延長も同様ということで、まだ延長のことが決まったということで、いつまで

かというところについてはまだ示されていないところでございます。

事業者等への適切な対応ということでございますが、これまで第９弾ということで９回ございました。そのうち６弾、８弾は当町については非該当でございましたので、それ以外の今の７回につきましては始まり、終わり、その都度事業者のほうへ依頼書等、それから時短の協力金についての内容を示させていただいたチラシをその都度お配りさせていただいております。

また、その要請内容に基づいて適切な対応ということでございますが、こちらにつきましては、当町におきましてもその都度夜間の見回りをさせていただいて、その都度県のほうと十分に協議をさせていただいて、連絡体制を取って対応させていただいておるところでございます。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北倉義博君）　13番　水谷久美子君。

○１３番（水谷久美子君）　最後です。新年度予算における各社新聞では、大橋町長も岐阜市長も人口や予算規模などに大きな違いがあるものの、持続可能な市政や町政づくりを目指して予算編成に取り組んだと報道しています。さらに大橋町長は、町政を運営するのではなく町政を経営するという理念です。そうであれば上意下達、トップダウンではなく下意上達、ボトムアップを願いたいものですが、この間残念なことに職員の方の中途の退職、その人の人生をかけての判断ですのでどうこう言うわけではありませんが、自治体職員として頑張って養老町に御縁をいただき、もう少し業務が補填とか、いろんなことがあれば乗り越えられたところでもし辞められたのなら、それは非常に残念なことだと思いますので、こういう町政を経営する基本的な職員の対応を首長としてどういうふうにお考えなのか伺っておきたいと思います。

○議長（北倉義博君）　町長　大橋孝君。

○町長（大橋　孝君）　私のいつもの経営方針でございますけれども、トップダウン方式というような考え方はございません。ボトムアップと言えるかどうかは別として、でき得る限り、若い職員が自分のやりたい事業を提案する提案型の事業で予算を組んでいるというつもりでおります。そういう意味で、昔は最初から町長査定というような形で私も出てやっておりましたけれども、部長査定、それから副町長査定、そして町長査定というような、そういう形で予算の編成もさせていただいているところでございます。

近年、若い職員が辞めていくような場合もございますけれども、決して職員のほうが対応を怠ったというような事例はないというふうにお聞きをしておりますし、そのような対応も聞いております。やはりいろんな悩み事、それから仕事の場合はシェアをするようにということで部もつくりまして、部内で仕事の分担等は分け合うように指導をしてきたところでございますが、しかしやはりこの公務員というのが合わないのか辞めていく職員があるというのも事実ではございますけれども、一層の努力もあと部課長はし

ているというふうに思っておるところでございます。以上でございます。

○議長（北倉義博君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君）　質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

ただいまの日程第34、議案第23号から日程第46、議案第35号までの13議案については、予算特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君）　異議なしと認めます。

よって、ただいまの13議案については、予算特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（北倉義博君）　次に、追加日程第１、発議第１号　ロシアのウクライナ侵略に抗議する決議についてを議題といたします。

これより議案等の配付をいたします。

〔追加議案配付〕

○議長（北倉義博君）　この議題につきましては、決議書を事務局より朗読いたします。

事務局、朗読をお願いします。

○議会事務局書記（稲川諭実彦君）　失礼いたします。

ロシアのウクライナ侵略に抗議する決議に関する決議書の朗読をいたします。

２月24日、国際社会の懸命な外交努力にもかかわらず、ロシアはウクライナへの侵攻を開始した。そして、首都キエフへの攻撃を開始するなどウクライナ全土への軍事攻撃を行っている。

国際社会の平和と安全を著しく損なうものであり、戦後築き上げられてきた国際秩序の根幹を揺るがす暴挙である。

プーチン大統領の核使用を前提とするかのような発言は、唯一の被爆国として許容できない発言である。

武力を背景として一方的に現状を変更しようとする侵攻は、ウクライナの主権と領土の一体性を侵害する明白な国際法違反であり断じて容認することができない。

本町議会は、国際秩序への挑戦とも言える今回のロシアによる軍事的暴挙に対し、抗議と非難の意を強く表明するとともに、真の恒久平和の実現に向け、即時の攻撃停止と完全撤退を強く求めるものである。

また、政府においては、ウクライナ在留邦人の安全確保に全力を尽くすとともに、国際社会と連携し、制裁措置を含む迅速かつ厳格な対応を行うよう強く要請する。

以上、決議する。

令和４年３月４日、養老町議会。

以上で決議書の朗読を終わります。

○議長（北倉義博君）　事務局の朗読が終わりました。

この決議は、議員全員からの発議でございますので、趣旨説明、質疑及び討論を省略して採決を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君）　異議なしと認め、これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君）　挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

最後に、本日決定いたしました議案審査の付託先である総務民生委員会は３月７日月曜日の午前９時30分から、産業建設委員会は同日の午後１時30分から、予算特別委員会は３月９日水曜日から11日金曜日までの３日間とし、それぞれ午前９時30分から開催されるよう各委員長に要請いたします。

○議長（北倉義博君）　これをもちまして、本日の議会日程にあります議案の提案説明等は全て終了しました。

お諮りします。

議案精読及び委員会審査のため、明日３月５日から３月16日までの12日間は休会にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君）　異議なしと認めます。

よって、明日３月５日から３月16日までの12日間は休会することに決定いたしました。

○議長（北倉義博君）　これで本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

なお、議会２日目は３月17日木曜日午前９時30分より会議を開きます。

本日は、これをもちまして散会いたします。御苦労さまでした。

（散会時間　午後３時00分）

以上、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和４年３月４日

議　長　　北　倉　義　博

議　員　　西　脇　　康

議　員　　清　水　由美子